

平成 28 年

南 三 陸 町 議 会 会 議 録

第 1 回臨時会 2月8日 開 会
2月8日 閉 会

南 三 陸 町 議 会

平成 28 年 2 月 8 日（月曜日）

第 1 回南三陸町議会臨時会会議録

平成28年第1回南三陸町議会臨時会会議録第1号

平成28年2月8日（月曜日）

応招議員（16名）

1番	後藤 伸太郎 君	2番	佐藤 正明 君
3番	及川 幸子 君	4番	小野寺 久幸 君
5番	村岡 賢一 君	6番	今野 雄紀 君
7番	高橋 兼次 君	8番	佐藤 宣明 君
9番	阿部 建 君	10番	山内 昇一 君
11番	菅原 辰雄 君	12番	西條 栄福 君
13番	後藤 清喜 君	14番	三浦 清人 君
15番	山内 孝樹 君	16番	星 喜美男 君

出席議員（16名）

1番	後藤 伸太郎 君	2番	佐藤 正明 君
3番	及川 幸子 君	4番	小野寺 久幸 君
5番	村岡 賢一 君	6番	今野 雄紀 君
7番	高橋 兼次 君	8番	佐藤 宣明 君
9番	阿部 建 君	10番	山内 昇一 君
11番	菅原 辰雄 君	12番	西條 栄福 君
13番	後藤 清喜 君	14番	三浦 清人 君
15番	山内 孝樹 君	16番	星 喜美男 君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町長部局

町	長	佐藤	仁 君
会	計	管	理 者
		芳	賀 俊 幸 君

総務課長	三浦清隆君
企画課長補佐	千葉啓君
震災復興企画調整監兼 地方創生・官民連携推進室長	檀浦現利君
管財課長	仲村孝二君
町民税務課長	佐藤和則君
保健福祉課長	三浦浩君
環境対策課長	小山雅彦君
産業振興課長	高橋一清君
産業振興課参事 (農林行政担当)	佐久間三津也君
建設課長	三浦孝君
建設課技術参事 (漁港・漁集事業担当)	宮里憲一君
危機管理課長	阿部明広君
復興事業推進課長	糟谷克吉君
復興市街地整備課長	小原田満男君
上下水道事業所長	及川明君
総合支所長兼 地域生活課長	及川庄弥君
公立志津川病院 事務長	佐々木三郎君
総務課長補佐	三浦勝美君
総務課主幹兼財政係長	佐々木一之君

教育委員会部局

教育長	佐藤達朗君
教育総務課長	佐藤修一君
生涯学習課長	菅原義明君

事務局職員出席者

事務局長	佐藤孝志
主幹兼総務係長 兼議事調査係長	佐藤辰重

議事日程 第1号

平成28年2月8日（月曜日）

午前9時59分 開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 行政報告
- 第 5 議案第 1号 南三陸町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第 6 議案第 2号 南三陸町特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第 7 議案第 3号 南三陸町の一般職の任期付研究員の採用並びに給与及び勤務時間の特例に関する条例等の一部を改正する条例制定について
- 第 8 議案第 4号 工事請負契約の締結について
- 第 9 議案第 5号 工事請負契約の締結について
- 第10 議案第 6号 工事請負変更契約の締結について
- 第11 議案第 7号 工事請負変更契約の締結について
- 第12 議案第 8号 工事請負変更契約の締結について
- 第13 議案第 9号 災害公営住宅整備に係る業務施行に関する変更協定の締結について
- 第14 議案第10号 町有林樹木の売払いについて
- 第15 議案第11号 町有林樹木の直営生産事業代行委託について
- 第16 議案第12号 平成27年度南三陸町一般会計補正予算（第6号）
- 第17 議案第13号 平成27年度南三陸町介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 第18 議案第14号 平成27年度南三陸町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 第19 議案第15号 平成27年度南三陸町水道事業会計補正予算（第4号）

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第19まで

午前9時59分 開会

○議長（星 喜美男君） おはようございます。

本年になりまして第1回目の臨時会となります。臨時会としては非常にボリュームの多い内容となっておりますので、円滑な議会運営にご協力くださいますようお願いいたします。

ただいまの出席議員数は16人であり、定足数に達しておりますので、これより平成28年第1回南三陸町議会臨時会を開会いたします。

なお、傍聴の申し出があり、これを許可しております。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（星 喜美男君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により議長において、15番山内孝樹君、1番後藤伸太郎君を指名いたします。よろしくお願いいたします。

日程第2 会期の決定

○議長（星 喜美男君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、議会運営委員会での協議もあり、本日1日といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） ご異議なしと認めます。よって、会期は1日と決定いたしました。

日程第3 諸般の報告

○議長（星 喜美男君） 日程第3、諸般の報告を行います。

議会閉会中の動向、町長送付議案及び説明のための出席要求につきましては、お手元に配付したとおりであります。

なお、副町長が欠席しております。

以上で、諸般の報告を終わります。

日程第4 行政報告

○議長（星 喜美男君） 日程第4、行政報告を行います。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） おはようございます。

本日、平成28年第1回臨時会を招集いたしましたところ、議員の皆様にはご多忙の中ご出席を賜り、感謝申し上げます。

平成27年第12回定例会以降の行政活動の主なものについて、ご報告を申し上げます。

初めに、台湾からの教育旅行の受け入れと災害対応についてご報告を申し上げます。

東日本大震災の発生以来、台湾の皆様から当町に対しましては南三陸病院の建設費用を初めたくさんのご支援をいただきました。こうした支援をきっかけとして、町では一昨年10月から台湾を訪問しての感謝を伝えるイベントの実施に加え、台湾学生の教育旅行誘致のプロモーション活動を展開してまいりました。

その結果、教育旅行の第一陣として、12月7日には、国立宜蘭高級中学校の生徒36名が当町を訪れ、落成したばかりの病院施設を視察されました。学校長からは、「台湾からの支援が目に見える形で生徒たちに伝えられるのは誇らしい。今後もきずなを大切にしていきたい」とのお言葉を頂戴しているところであります。

また、1月26日から27日にかけては、国立台南第一高級中学校から72名が来町され、震災学習や病院の視察に加え、町内の民家での民泊体験により、地域の人々と交流をされたところでもあります。

教育旅行で来町された台湾の皆様には、復興に向かう町の姿をごらんいただくとともに、当町からは支援に対する感謝の気持ちを直接伝えていきたいと考えております。

しかしながら、6日の未明に台湾南部でマグニチュード6.4の地震が発生し、台南市の集合住宅が倒壊し、たくさんの犠牲者が出たことは報道でご承知のことと思います。まだ、被害の詳細は判明しておりませんが、町としては今後、全町で支援を検討してまいりたいと考えております。

今後も、災害の支援、台湾とのご縁による教育旅行の受け入れなど、将来的な相互交流を目指した取り組みを推進してまいりたいと考えております。

次に、国勢調査の速報値についてご報告申し上げます。

平成27年10月1日時点における国勢調査の速報値が1月12日に公表されました。

この速報値による本町の人口は、1万2,375人となり、5年前の調査から29%の減少となりました。本町の人口は以前から減少傾向にありましたが、これに加え、今回の調査での減少

には、東日本大震災による町外仮設住宅への避難、町外での自宅再建など、大きく響いたものと考えております。

大幅に人口が減少したことにつきましては、地方交付税の算定に反映されることも大変気がかりでありましたが、国において被災地の急激な人口減に伴う収入減に対する特例措置が講じられることとなり、まずは安堵したところであります。

人口減少は全国的な問題であります。本町といたしましても、まずは着実に復興まちづくりを進め、今年度策定する町総合戦略により、人口減少問題の突破口を見出していきたいと考えております。

次に、1月18、19日に発生した南岸低気圧による漁業の被害状況についてご報告申し上げます。

まず、宮城県漁業協同組合志津川支所管内の被害状況でございますが、施設被害額が9,995万円、水族被害額が2億1,676万円、合計3億1,671万円となっております。

一方、歌津支所管内の被害は、施設被害が2,004万円、水族被害額が1億1,973万円、合計1億3,977万円となっており、町全体での被害総額は4億5,648万円となりました。

最も被害が大きかったのは、これから収穫の最盛期を迎えるワカメ養殖で、施設被害と水族被害の合計が2億5,696万円と被害総額の約56%を占める状況であります。その次がカキで18%、以下ギンザケ、ホヤ、ホタテの順となっております。

町としては、全体の被害状況を把握した上で、低気圧被害で使用できなくなった漁具、資材、流木といった廃棄物の処理について対応を検討するとともに、県と連携しながら被害対応を検討してまいりますので、議員の皆様の特段のご理解とご協力についてお願いを申し上げます。

以上を申し上げ、行政報告とさせていただきます。

○議長（星 喜美男君） 暫時休憩をいたします。町長の行政報告に対し伺いたいことがあれば、休憩間に行ってください。

午前10時06分 休憩

午前10時45分 開議

○議長（星 喜美男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

書面にて提出された工事関係等の行政報告に対する質疑を許します。（「なし」の声あり）ないようでありますので、工事関係等の行政報告に対する質疑を終了いたします。

以上で行政報告を終わります。

日程第5 議案第1号 南三陸町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例制定について

日程第6 議案第2号 南三陸町特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例制定について

○議長（星 喜美男君） 日程第5、議案第1号南三陸町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例制定について、日程第6、議案第2号南三陸町特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例制定について。お諮りいたします。以上、本2案は関連がありますので、一括議題としたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） ご異議なしと認めます。よって、本2案は一括議題とすることに決定いたしました。

なお、討論、採決は1案ごとに行います。

職員に本2案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（星 喜美男君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま一括上程されました議案第1号南三陸町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例制定について及び議案第2号南三陸町特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例制定についてをご説明申し上げます。

本2案は、議会議員及び常勤特別職の期末手当の支給割合を改定するとともに、あわせて議員報酬の月額並びに町長及び副町長の給料の月額について改定したいため、それぞれ条例の一部を改正するものであります。

細部につきましては担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。総務課長。

○総務課長（三浦清隆君） 議案第1号及び第2号の細部説明をさせていただきます。

議案第1号は、町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正、議案第2号が特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正でございます。改正理由、改正内容等が同一でございますので、一括提案とさせていただきます。

まず、議案書の2ページをごらんいただきたいと思います。

本条例につきましては、3条立てとなっておりますが、同じ条例を3回に分けて改正しております。こうしたことは、同じ条例であっても施行期日や改正理由が異なる場合にあっては、必要に応じて2条以上に分けて改正する形式をとることになっております。

この改正条例のつくりにあつては、議案第2号の常勤特別職の給与関係条例にあつても、同様の改正手続にしております。

では、次に具体の改正内容についてご説明申し上げます。

議案関係参考資料の9ページをごらんください。

町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の改正概要でございます。

まず、改正理由の一つとして、町長提案説明で申し上げましたとおり、一般職の国家公務員の給与改定に準じて、特別職の国家公務員の期末手当の支給割合、これが年間3.10月分から3.15月分へ0.05月分引き上げがなされたことに伴いまして、本町議会議員の期末手当の支給割合を改定するものでございます。

既に6月、12月とも期末手当は支給済みでございますので、本改正条例の第1条関係として、平成27年4月1日に遡及適用して、下線部のとおり12月の期末手当の支給割合を1.625月分から1.675月分へ、0.05月分引き上げる内容となっております。

期末手当の支給割合については、前後しますが、次の改正条例の第3条関係で、平成28年4月1日以降は6月と12月の期末手当の支給割合をさらに改正いたしますが、年間の支給割合は3.15月分と変更はございません。

次に、第2条関係として、議長以下議員の報酬の月額改定をお諮りしております。

議員報酬については、南三陸町誕生後、大きく改定することはございませんでしたが、宮城県内の町村において当町の議員報酬の水準がかなり低い位置で推移していること、また特に県北6町の中にあつても格差が大きいことに鑑みまして、今回平均4.2%のアップ率で、議長ほか議員まで報酬月額を表のとおり改定する内容でございます。

ただし、改正条例第2条の適用期日については、本年1月1日からとしております。

続いて、議案関係参考資料の13ページをお開きください。

特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する改正条例の概要でございます。

まず、期末手当の支給割合の改定については、その理由内容については、さきにご説明申し上げましたとおり、町議会議員と同様の扱いでございます。

次に、第2条の関係の給料月額の改定についても、考え方につきましては議会議員と同様でありまして、当町の町長及び副町長の給料水準が宮城県内町村においてもかなり低い位置にあることから、下線部に記載のとおり今回平均で2.7%のアップ率で改正するものでございます。

教育長の給料につきましては、県内においても相応の水準にございますので、今回改正はいたしておりません。

施行期日についても、本年1月1日からとしております。

なお、現在、町長、副町長の給料につきましては、10%カットで支給しておりますので、改正後の条例にあっても、実際の支給額は町長が月額72万9,000円、副町長は月額55万8,000円となります。

最後に、今回の条例改正に当たり、去る1月27日開催の特別職等報酬等審議会におきまして、協議し、諮問しております。異議なしとの答申をいただいております。

以上、細部説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑は一括して行います。4番小野寺久幸君。

○4番（小野寺久幸君） 4番小野寺です。説明にありましたように、私たち議員、それから常勤の特別職の方々の報酬は、特に町村部において低いと言われておりますけれども、今この被災地の状況でこの報酬を上げるということが、なかなか町民とお話をしていると、理解が得られないというような状況があります。

それで、今回はこの特別職の報酬引き上げは見合わせるべきではないかと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 総務課長。

○総務課長（三浦清隆君） 議員のお話も理解できないわけではございませんけれども、やはりそれ相応の報酬、給料をいただきながらその業務に当たっていくといったことでございますので、被災地であってお金がないことと、給料、報酬の月額の改定というのは、別個にやはり考えるべきなのだろうなというふうに思っております。

過去、合併後、大きく確かに変動することはございませんでしたが、今ここで被災後5年も迎えているということでございますので、この段階である程度の水準に戻すべくやはり努力

をしていくことが必要というふうに思いまして、今回あえて提案させていただいた次第でございます。

○議長（星 喜美男君） 小野寺久幸君。

○4番（小野寺久幸君） お話の中にありました国家公務員の給与が人事院勧告によって引き上げられると。ただ、私たちの分がそれに拘束されることではないと思います。

それから、私たちを含め一般職の方たちの報酬引き上げは、その地域経済に及ぼす影響もあるんだということも言われておりますけれども、この第1号、第2号議案について、今の状況、特に町民のいろんな生活の上での負担が今後ふえることが予想されておりますので、その中で私たちの報酬を引き上げるというのは、本当に最初に言いましたように、なかなか理解の得られない状況にあると思いますので、もう一度お願いします。

○議長（星 喜美男君） 総務課長。

○総務課長（三浦清隆君） 実は、水準が低いと冒頭申し上げましたけれども、町長、副町長にとっては22団体中大体18位と20位の位置にあると。議員報酬については、22団体中20位の位置にあるということで、本当に低い位置でございます。各市町同様の行政活動を行っている首長、議員でございますので、やはり一定の水準下に報酬、給料はあるべきだろうなというふうにまずもって考えてございます。

ただ、今回改定しても、実際に町長、副町長においては、1ランクずつしか上がらないんです。大きく変動はないということでございますので、その点もお含みの上、今回の改定率に落ち着いたということでございますし、なお特別職等報酬等審議会でも、逆にもう少し上げてもいいんじゃないかという町内の有識者の方々でございますので、そういった意見も賜ってございますので、適正な改正というふうに認識いたしております。

○議長（星 喜美男君） 小野寺久幸君。

○4番（小野寺久幸君） この地域のいわゆる最低賃金が700円台です。私たちの分を大ざっぱに計算いたしますと、千四、五百円ぐらいになるのかなと思います。それで、こういうふうな状況で、やはり住民感情としてどうなのということをおっしゃっていますので、その辺もう一度お願いしたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 総務課長。

○総務課長（三浦清隆君） 討論ではございませんので、当局の考え方のみお話し申し上げている次第でございますけれども、今回改定しても、実際のところそういう大きな改定幅には実際なっていないということでございます。年間の所要額にいたしますと、議会議員全員でも

230万円ぐらいの増額、特別職に至っても60万円程度ということでございますので、全体の予算総額にすれば大きな影響を及ぼさないということでございますので、ご理解を賜ればと思います。

○議長（星 喜美男君） ほかにございますか。3番及川幸子君。

○3番（及川幸子君） 前者も申し上げておりますけれども、やはり私たち議員は町民の代表でありまして、世論という声も大事にしていかなければならないのかなという思いから、やはり私としては、第1号議案ですよ。一括して2号も入っておりますけれども、第1号議案については、もう少し議論していく必要があるのかなと思われま。ここで即決でなくて、特別委員会等に付託するのも一つの案かなと思いますので、お諮り願います。

○議長（星 喜美男君） 総務課長。

○総務課長（三浦清隆君） 本来であれば、もう少しの水準幅を大きく改定すべきところでございますが、とりあえず第一段階として執行部提案としてさせていただきました。

この報酬の月額のある方につきましては、また来年度以降も少し見直しを当然かけていかなくはないと思っておりますので、非常勤の特別職も含めてしっかりもう少し検証もしていかなければいけないと思っておりますけれども、今回はこの改正幅でご提案でございますので、ご理解をいただきご決定賜ればというふうに考えてございます。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○3番（及川幸子君） それでは、動議を提出いたします。この案件については、……

○議長（星 喜美男君） ちょっと順序として、それはまだ質疑中で挙手しているんですから、動議の出し方としてはちょっとおかしいと思っておりますけれども。改めて動議を出していただければ。

では、質疑ということで、及川幸子君。

○3番（及川幸子君） それでは、もう一点。第1条関係については27年4月1日から適用すると、1年前に戻るといことなんですけれども、第3条はことしの4月1日施行期日になっておりますけれども、その1年前に遡及するという部分については、なぜ一緒になかったのか。その辺をご説明願います。

○議長（星 喜美男君） 総務課長。

○総務課長（三浦清隆君） 国の特別職においては、人勸の一般職に準じて期末手当の支給割合を27年4月1日に遡及適用するというところでございますので、国に準じて改正をいたしました。報酬につきましては4月1日まで遡及してまいりますといわゆるボーナスの支給割合

まで大きく変動いたすということもありまして、その部分については逆に町民の理解も得られないだろうというふうに思いまして、本年1月1日からの報酬月額の改定をしたいということでございます。したがって、27年度分のボーナスには影響を及ぼさないという形で調整をいたしました。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○3番（及川幸子君） 報酬は1月1日なのでこれからですけれども、27年4月1日となると、昨年のボーナスにも影響してくるわけですが、その辺の予算措置というものはどのようになっているかお伺いします。

○議長（星 喜美男君） 総務課長。

○総務課長（三浦清隆君） この後の一般職の職員の給与改定の条例もお諮りいたしますけれども、その影響額につきましては、今回2月の補正予算で議会費、あとは一般職の給与につきましても予算補正いたしてございます。

○議長（星 喜美男君） 14番三浦清人君。

○14番（三浦清人君） 特別職の報酬の変更ということで、これは上がる時ですね。下がる時でなく、上るときには審議審査委員会ですか、特別職審査委員会。2月でしたか、開かれたということなんですが、その委員の方々に諮問したところ、皆さん異議なしというような結果だというお話を承りました。それで、どなたが委員になられているのか。条例を見ますと10人以内ということになっているんですが、その名簿というのは、我々にお知らせというか公表はできないんですか。できれば、それを見せてもらって。ということは、そのメンバーを見れば大体その雰囲気とか内容が把握できるわけですね、我々も。そのためにぜひ必要なんです。その名簿を出していただきたいと思います。これは時間だから、今すぐというわけにいかないから、議長、休憩して後でもよろしいんです。

○議長（星 喜美男君） 暫時休憩いたします。再開は11時20分といたします。

午前11時06分 休憩

午前11時20分 開議

○議長（星 喜美男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

三浦清人君の質疑を続行いたします。14番三浦清人君。

○14番（三浦清人君） 審議委員の名簿を今配付して、今見ているところであります。7名の方々が委員をなされているようでありまして、全てが再任ということで、この審議委員の

方々の任期は多分2年、たしか2年。2年ということで、全員の方々が再任ということでもあります。それはそれで結構なんです、この方々が諮問されて、当局のほうに異議なしということで答申されたということでありました。わかりました。

そこで、この議案として提出、提案する時期といえますか。それで、前者の質問に対しての総務課長のいろんな答弁を聞いたわけでありましたが、一番がやはり提案理由なんですよ、提案理由。それを見ますと、この改正をするに当たって、こういった条例を改正しなければならないという事務的な理由みたいな感じなんです、事務的な処理をするための理由。アップをする理由というのは一体何なのかということ、我々はやっぱり知らなければならないのではないかなと。そういったことを考えたときに、果たして今の時期にこのアップする必要性といえますか、隣接の市町村と比較して肩を並べなければならないというようなお話がたびたび出てきておるわけですが、果たしてそれでいいのかなという思いもするわけですね。それだけでいいのかなと。要するに、私たちの町は大被害を受けて、今大変な時期に町民の方々が置かれているわけでありまして。仕事がなくてよその町に行って、戻ってきても戻ってこられないという状況下に置かれている町民の方々も数多くいるわけですね。それから、被災を受けて高台移転、これからうちを建てる、あるいは建てたその支払いをどうしようかと。大変生活に苦慮されている町民がいる中で、我々特別職が、被災も受けないまちと比較してですよ、震災を受けないまちと比較して肩を並べるので上げるというのは果たして理由になるのかなという思いがあるわけですね。その辺でどうなのかなという思いで今質疑をしているわけですね。

そういったことで、人事院勧告が打ち出したパーセントだから、上のほうからおりてきたから我々もというようなことはわかっているんです。ただ、その人事院勧告というのはあくまでも国家公務員の一般職のためにある人事院でありますから、それに従わなければならないということは全くないわけでありまして。そこでどうなのかなという思いで今質疑をしているわけなんです。なかなか総務課長も答弁といっても難しいかと思うんですけども。

それで、町長が最終的には諮問して答申を受けて、それで審議委員会でもよくなったので議案として提出するという手順なんです。それで町長、現行の報酬では足りないと思うんですか。今度は八十何万円にする予定なんです。これが可決成れば。前の78万9,400円で足りないと思って多分出したのかなという思いがするわけですが、私は十分だと思っていますよ、私は。この78万9,400円。今は特例というか特別に10%カットしておりますけれどもね。それでも十分だと私は思っていますよ。何も上げる必要はないかなと。我々議員も同じく、

討論ではないのでなんですが、議員も十分なのかなと。また、上げるにしても、やはりいろいろな議論をする場所が必要なのかなという感じもするんです。ここにぼんと一発で議案として出されて、非常に私個人も戸惑っているというか困惑していますよ。果たしてこれでいいのかなという思いもしておりますので、その辺のところですね。町長はこの件に関しますと自分では答弁しないのかなということなんですが、町長どうですか。審議委員会に諮問したら、いいということだから出したということなんですが。その辺の考え方はいかがでしょう。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 基本的にはこちらのほうからご提案をさせていただいて、議会の議員の皆さん方がどうご判断をするのかということについて我々は提案させていただいてございますので、議員報酬あるいは我々の報酬の問題等について、それぞれの議員の個々の立場の中でご判断をいただければそれでいいんだろうというふうに思います。

○議長（星 喜美男君） ほかにございますか。6番今野雄紀君。

○6番（今野雄紀君） 私も1点だけ伺いたいですけれども、今回議員報酬ということで議員の私たちは報酬をいただいているわけですが、給料と違って。そこで、ちょっと土俵が違うかもしれないんですが、昨今新聞ですと、デパートの売り場の店員さんも成果主義というんですか、そういったものが導入されているようですね、今回この提案に関して、執行部提案ということですので、我々議員の常日ごろの働きに対してある程度評価していただいた部分というか、成果主義としてですけれども、そういった部分があったのかどうか伺いたいです。

○議長（星 喜美男君） 総務課長。

○総務課長（三浦清隆君） 一般職の職員の給与と別でございますので、そういった基準をもとにベースアップを図ったわけではございません。確かに、被災地で住民も大変な思いもしているのは事実でございます。逆に、そういった中であって議員活動をしていかなければいけないということで、被災地外の議員とはまた苦労も多いんだろうというふうに感じまして、震災後5カ年を迎えた段階で、ちょうど景気も上向きになってきたということでございますので、この際特別職の報酬を底上げする必要があるだろうということでお諮りした次第でございます。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○6番（今野雄紀君） 少しわかったんですけれども、そこで説明なんですけれども、今回大幅

な改定ではないということでしたけれども、あとそれに今課長から答弁いただいたのは執行部側のあれなんですけれども、ただこういった成果主義という点からもう一点あれすると、町民目線とか住民目線での成果的なものも取り入れる必要があるんじゃないかと思ってまして、それが前議員が言った特別職の審議会なんでしょうけれども、たまたま今この名簿をいただいた限りでは、現在復興とか震災に遭われて非正規の雇用で働いている人たちとか、そういった臨時とかの方たちの思いとか、そういった状況もこの審議会のメンバーの中で代弁とかをしていただいている方が果たして多いのかなという思いも私個人としてはしているんですけれども、そういったところからすると、今回のこの提案はいろいろな部分で重要なかと思うんですけれども、町民目線での成果とかそういったものは、執行部が提案する上でいろいろ声等も聞いているでしょうから、そういったところも伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 総務課長。

○総務課長（三浦清隆君） 今回の特別職の報酬等の審議会委員名簿、ごらんになっているとおり、町内各界各層の代表の方に就任していただいておりますので、当然区長会の会長等も、直接住民の声等もお聞きになっているというふうにお伺いしております。そういった中にある審議会の協議でございますので、先ほど申し上げましたとおり、逆にもう少しアップしてもよろしいんじゃないかというそういった前向きのご提言もございましたが、今回は執行部の提案のとおりという形でご了解いただいておりますので、その旨をもとに今回条例として改正条例を提案させていただいたわけでございます。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○6番（今野雄紀君） その審議会の中でもっと上げてもいいんじゃないかという今課長の答弁がありましたけれども、実は今回の大幅な改定の次に、先ほどの前質疑でも、この後も少しとか見直すような答弁がありました。私は今回の改定はこの次を見越した何かじゃないかという勘ぐりではないんですけれども、将来的に次の改定で議員定数なりなんなりを同時に見直すとかそういった趣もなきにしもあらずだと思っておりますけれども、そういった何か、答弁しづらいんでしょうけれども、今後の報酬等の改正に対する流れというのは、ある程度次の改定ではどれぐらいの幅で上がるのか下がるのか。もし、現時点で検討なさっているのでしたらその点を伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 総務課長。

○総務課長（三浦清隆君） 次の改定幅については、現時点では考えてはございませんが、これ

は前向きに考えていくべきであろうというふうにまずもって考えてございます。

改めて条例改正を提案してございますので、これを契機として、今後の議員報酬のあり方につきましても、これは当然あとは議会内部で議論していただく内容になってくるのかなと思いますので、これ以上の答弁は私は差し控えさせていただきます。

○議長（星 喜美男君） 1 番後藤伸太郎君。

○1 番（後藤伸太郎君） 済みません、手を挙げるのが遅くなりましたが、何しろ質疑なので、先ほど何回かお話が出てきていますけれども、その提案する理由です。その根拠。先ほどどなたかもおっしゃっていましたが、給与ではなくて1号議案の場合は報酬ですので、こういうふうに考えましたと、こういう成果を上げましたと、だからこういう報酬をお支払いしますというのが報酬の定義だろうと思いますので、それがほかの自治体と比べてどうだこうだというのが報酬を上下する根拠足り得るのかというところは、担当としてどのようにお考えなのかということをお伺いしたいので。きっと、この改正した後、改正することによって、例えば議会に対しての期待する効果だったり、例えば特別職に対しての給与が上昇することでそこに何らかの新しい動きであるとか、次のいい影響を与えるということもある程度期待してはいるんだろうと思いますけれども、提案理由でそこまで踏み込むべきではないと思いますので難しいと思いますが、ちょっとお答えいただければと思います。

○議長（星 喜美男君） 総務課長。

○総務課長（三浦清隆君） 期末手当の改定につきましては、国の特別職に準拠したという形でございますので、その準拠しなければいけないという根拠ではございませんので、県内各市町とも議員の期末手当については同様の提案をするというふうに承っておりますので、当町もそれに倣って提案させていただいております。

報酬の改定につきましては、後藤議員のご提言のとおり、基本的に大きな改正理由は確かにございません。ただ、現在どの市町においても同様の議員活動を行っている以上、余り議員報酬にも格差がやっぱりあるべきではないんだろうなという考え方が根底にございますので、平成の合併で誕生した南三陸町においてずっと同じ水準で経緯しているのもいかなものかということもございましたので、今回改めていい契機となればよろしいんですけれども、条例として改正のお願いをお諮りしているところでございます。

○議長（星 喜美男君） 後藤伸太郎君。

○1 番（後藤伸太郎君） 中央のほうで特別職の給与の改定があったのでそれに準拠する部分と、準拠することをきっかけとして改めて客観的に見てみようということなんだろうと思います。

それで、これは町民の理解が得られるのかどうかという話は討論の中でさせていただくとして、内容はその客観的などという部分です。それで、中央は、国全体としては生産量が上がっているから公務員の給与も上げてもいいけれども、ただ地方との格差が広がっていて、じゃあ逆に地方の公務員の給料は下がるべきなんじゃないかという主張もあると思うんですけども、そこも含めて今回の提案の中でそれがどこにあらわれているのかというのは、多分、私から推測するに金額にあらわれているんだろうと思うんです。大幅に1割、2割改定するのではなくて、議員報酬にしても特別職の給与にしても、改定はする、給与は上げるけれども、結局のところ相対的に県内ほかの自治体と比べても大きく上昇するわけではないというその改正幅に、その難しさとかバランスがあらわれているのかなと推測するんですけども、そういうふうに捉えてよろしいですか。

○議長（星 喜美男君） 総務課長。

○総務課長（三浦清隆君） 全体的にお見込みのとおりでございます。特に議員報酬については、合併時、議員の報酬は22万2,000円でございます。その後、一般職の給与改定に伴って減額のベースアップ、逆ベースアップがずっとございましたので、以後3回にわたって減額してまいりまして、現在の22万700円という議員報酬の月額は23年から変わってございません。もう少し震災前に踏み込んだ形で議論すべきでございましたけれども、10年間ほぼ議論することなく推移してまいりましたので、今回がいい契機になればというふうに思っております。

○議長（星 喜美男君） ほかにございますか。（「なし」の声あり）ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

初めに、議案第1号の討論に入ります。（「なし」の声あり）なければ、これをもって討論を終結いたします。（「議長」の声あり）

まず、本案に対し、反対討論の発言を許します。

○14番（三浦清人君） 何か、誰か出すかと思っていたんだけど出なくて、すぐに討論になってしまったので。

本案にまずもって反対です。先ほど、質疑の中でもお話ししましたように、時期尚早といえますか、この今の時期に特別職の、特に今は1号ですから議員の報酬ですね。上げるべきではないということで、本案には反対するところであります。

○議長（星 喜美男君） 次に、賛成討論の発言を許します。11番菅原辰雄君。

○11番（菅原辰雄君） 11番菅原辰雄は本案に賛成の立場から討論をいたします。

今回値上げということでもいろいろ質疑応答ありました。いろいろ聞いていますけれども、や

はり我々議員としての責任も持って活動しております。それに対する対価でもあります。説明の中でもありましたように、県内各町よりも低い水準であるということで、やはり同じような活動、あるいは震災からの復興ということでより以上の活動をしている我々議員としても、それだけの見合った報酬を得てもこれはしかるべきだと思います。

いろんな町民目線とかさまざまな意見がありましたけれども、やはりそれなりに我々としてもっと責任を持って、議会として、議員として、資質を高めて、やっぱりなと思われるような議会にしていくのが本筋だと思いますので、それらも考えて、私は本案に賛成するものがあります。

○議長（星 喜美男君） 次に、反対討論の発言を許します。3番及川幸子君。

○3番（及川幸子君） 私は、この今の時期、震災の町ですので、時期尚早だと思いますので反対したいと思います。議員皆様のご支援、ご賛同よろしく願いいたします。

○議長（星 喜美男君） 次に、賛成討論の発言を許します。1番後藤伸太郎君。

○1番（後藤伸太郎君） 賛成の立場から討論させていただきたいと思います。

2点というか、何点かに分かれてお話しする必要があるのかなと思うんですけども、先ほど質疑をさせていただいて、その根拠はどこなんですかということをお話しさせていただきました。それで、そのときに、では議員報酬というのは一体何に関係しておるのかということ、議会としてのその機能をどのように発揮するのかということに、それが全てではないと思いますけれども、大きく関係している、寄与している部分なのかなというふうに思います。

それで、議会の機能を高めていくために、これはいろいろな観点、視点、考え方は、議員の皆さんそれぞれお持ちだと思いますので強制するものではないと思いますけれども、個人的には、町というのは、地方の自治体というのは、そこにさまざま多様な方々が住んでおられます。その住民の代表である議会ですから、議会も多様性というものが今後求められるのではないかなというふうに思います。

それで、その議会の議員に、そもそもさまざまな属性であるとか、性別であるとか、年齢であるとか、職業であるとかという多様性をしっかりと確保しながら議論することで、町に対しても、より発言権の説得力のある議論ができるんだろーと思いますし、それを確保していくということは必要だということは、我々だけではなくて町民もこれは理解してくれることだろうというふうに思います。その観点から言っても、議員報酬というものはどうあるべきかということは、やはりほかの自治体と比べてそこに対しての正当な評価がないということであれば、議会に入ろうという方々が限定されてしまうのかなというふうに思います。そこ

を少しずつでも解消していくために、今回当局の提案ということでもありますけれども、今後さらにこれに関しては議会の中でも議論を深めていくべきだろうと思いますし、そのきっかけとなればという先ほどの答弁もありましたが、私も同じように思います。これをきっかけに、議会というのはどうあるべきかということも議論するためにも、今回この提案を受け入れて、議員報酬というものを上げて、議会の中でのさまざまな多様性というものを確保する方向に進めばいいなというふうに思います。

以上の理由から、第1号議案に賛成するものであります。

○議長（星 喜美男君） ほかに討論はありませんか。

本案に対して反対討論の発言を許します。

○6番（今野雄紀君） 反対の立場から。

私は今回の大幅な改定でなかったことに対して反対するんですけども、私自身は、ことしから18歳からの選挙権。若い人に、できれば議員になってほしいというそういう思いが、特に地方の小さい自治体からの若い議員等の誕生を期待する上で、できれば改定を倍にするとか、そうじゃなければ逆に半額ぐらいにするという、その両極端の改定を私は求めます。

先ほど言ったように、倍にすればいろんな面で現在のような形の、同僚の方には悪いということはないんですけども、昔よく先輩議員が言っていたような孫の子守をしながら議員をやるような報酬額じゃなくて、しっかり議員としてその報酬だけで子供を1人、2人養っていけるぐらいの報酬額を私は望むものです。

また逆に、半額にするということは、本来ボランティアという言葉が適切かどうかかわからないんですけども、そういった趣で報酬云々よりも地域をよりよくする思いでの議員という立場というか身分を尊重する上で、私はこの両極端でない今回の改定に対して反対いたします。

○議長（星 喜美男君） 次に、賛成討論の発言を許します。（「なし」の声あり）ほかに討論ありませんか。（「なし」の声あり）なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第1号を起立により採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（星 喜美男君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第2号の討論に入ります。

まず、本案に対し反対討論の発言を許します。4番小野寺久幸君。

○4番（小野寺久幸君） 4番小野寺です。

第1号議案で議論していた中身とほとんど同じような理由で、今上げる時期ではないかと思
いますので、反対します。

○議長（星 喜美男君） 次に、賛成討論の発言を許します。11番菅原辰雄君。

○11番（菅原辰雄君） 11番菅原辰雄は本案に賛成の立場から討論をいたします。

特に、町長は震災後、身を粉にしてみずからを顧みず、私は常々健康を害するのではないかと
そういう心配をしております。このように大きな活動、活躍をしておる町長であります。
やっぱりそれらの仕事に見合った対価も必要であると思います。議員の皆さんもその辺のこ
とを、それだけではないんですけれども、端的に言えばそういう事情でありますので、議員
各位もご賛同賜りたいと思います。

以上、賛成討論といたします。

○議長（星 喜美男君） ほかに討論はありませんか。（「なし」の声あり）なければ、これを
もって討論を終結いたします。

これより議案第2号を起立により採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の
諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（星 喜美男君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第3号 南三陸町の一般職の任期付研究員の採用並びに給与及び勤務
時間の特例に関する条例等の一部を改正する条例制定につい
て

○議長（星 喜美男君） 日程第7、議案第3号南三陸町の一般職の任期付研究員の採用並びに
給与及び勤務時間の特例に関する条例等の一部を改正する条例制定についてを議題といたし
ます。

職員に議案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（星 喜美男君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第3号南三陸町の一般職の任期付研究員の
採用並びに給与及び勤務時間の特例に関する条例等の一部を改正する条例制定についてをご

説明申し上げます。

本案は、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律により改正された国の制度に準拠し、本町職員の給与について所要の措置を講じるため関係条例の一部を改正するものであります。

細部につきましては担当課長からご説明申し上げますので、よろしくご審議の上ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。総務課長。

○総務課長（三浦清隆君） 議案第3号の細部説明をさせていただきます。

初めに、議案書の6ページの改正文をごらんください。

南三陸町の一般職の任期付研究員の採用並びに給与及び勤務時間の特例に関する条例等の一部を改正する条例でございます。19ページまでの間、改正文では全部で6条立てとなっております。さきにご決定いただきました議案第1号及び2号のように、施行期日の違いなどから、同じ条例をさらに改正するといった手続になっております。

今回、任期付研究員を初め全ての職員の給与を改定するものでございますが、いずれも改正理由は同一でありまして、昨年8月に出された国の人事院勧告に基づいて国家公務員一般職の給与が改定されたことに伴いまして、国の制度に準拠して本町職員の給与に関しましても同様の改定をお諮りするものでございます。

では、今回の給与改定の主な具体については、議案関係参考資料を用いてご説明いたします。議案関係参考資料の17ページをお開きください。

まず、1として、全ての給料表を改定いたします。人事院では、本年の民間給与との格差が国家公務員行政職で0.36%あったということで、その格差を解消するために平均で0.4%給料表の水準を上げる勧告がなされたことを受けまして、既に国家公務員については改正給与法案が可決成立しておりまして、法の適用を平成27年4月1日にさかのぼり、また初任給について1級の初任給が2,500円引き上げられるとともに、全体的には1,100円の引き上げを基本に改定がなされております。

このように労働基本権制約の代償措置として給与勧告制度が設けられておりますが、宮城県や政令市を除いた県内各市町においては人事委員会が設けられておりませんので、給与改定に当たっては国の人事院勧告を基本に行ってきたところでありまして、当町においても本年も同様に給料表の改定を行う考えでございます。

次に、2として、人事院勧告を基本にボーナスである勤勉手当の支給割合を0.1月分引き上

げまして、年間4.1月分から4.2月分へ引き上げるものでございます。平成27年度にあつては、(1)の改正条例第2条の関係、この表の下線部に記載のとおり、12月勤勉手当の支給割合を0.1月分ふやして0.75月から0.85月へ改正いたします。また、(2)の改正条例の第3条関係では、平成28年度以降のボーナスの年間支給割合について、年間支給割合は4.2月分そのままに、下線部の記載のとおり6月の勤勉手当と12月勤勉手当の支給割合を改正する内容となっております。

なお、条例の改正文においては、一般職と同様に任期付研究員及び町の任期付職員の給料及び勤勉手当の改正についても国の改正法に準じた内容となっております。

最後に、今回給与改定の対象人数ですが、一般行政職226名、医療職80名、労務職18名の合計324名となります。

以上、細部説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

（「なし」の声あり）ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第3号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで昼食のための休憩といたします。再開は1時10分といたします。

午前11時54分 休憩

午後 1時09分 開議

○議長（星 喜美男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第8 議案第4号 工事請負契約の締結について

○議長（星 喜美男君） 日程第8、議案第4号工事請負契約の締結についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（星 喜美男君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第4号工事請負契約の締結についてをご説明申し上げます。

本案は、南三陸町役場・歌津総合支所新築工事に係る請負契約について、南三陸町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定に基づき、議会の議決に付すものであります。

細部につきましては担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） それでは、私のほうから細部説明をさせていただきます。

議案関係参考資料の41ページをお開き願いたいと思います。

工事名につきましては、南三陸町役場・歌津総合支所新築工事になります。

工事場所につきましては、志津川字沼田、それから同歌津字柘沢地内でございます。

工事概要でございますが、本庁舎につきましては鉄筋コンクリート、それから鉄骨及び木造の複合構造としてございます。地上3階建てでございます。延べ床面積が3,772.65平方メートルでございます。

一方、歌津総合支所でございますけれども、同じく鉄筋コンクリートづくり、鉄骨づくり及び木造の複合構造でございます。こちらは平屋建てになります。延べ床面積が1,298.55平方メートルでございます。

この工事につきましては、入札公告を平成27年11月20日に行っております。参加申し込みを12月4日までとしておりましたが、結果として記載のとおり5者の申し込みがございました。これを受けまして、1月12日に入札を執行してございます。落札者の決定につきましては、1月19日に審査委員会を開催し、落札を決定してございます。

予定価格につきましては、27億5,100万円でございます。最低業者でございます23億9,300万円の札を入れました銭高組・山庄JVと決定してございます。

以下、前払い金等は記載のとおりでございますが、工事期間でございますけれども、本契約締結の翌日から29年9月29日までとしております。しかし、総合支所につきましては、29年3月31日としております。

次ページをお開き願いたいと思います。

さきの議会でもお示ししておりますが、役場本庁舎の位置図でございます。図面の上に、右から左に太い道路が走っておりますが、これが東浜中央線でございます。そこに面する8,730平方メートルの敷地に今回庁舎を建設するものでございます。

駐車場が記載されておりますけれども、車の駐車台数は一般車が98台、身障者用が玄関付近に2台、合わせて100台を予定してございます。

次のページをお開き願いたいと思います。

1階の平面図でございます。1階の延べ床面積は2,079.71平方メートルでございます。それぞれ窓口対応の課が入る予定となっております。参考までに、図面を見るとわかるのですが、1階には約100人の職員が配置できるというスペースでございます。

それから、44ページ、2階・3階の平面図でございます。

下側の細長い部分の右側、これが2階部分になります。延べ床面積が776.71平方メートルでございます。主に管理部門が位置することになります。それと町長室、副町長室、それから危機対策用の部屋ということでございます。

それから、左上に3階部分の平面図が載っております。3階部分につきましては、主に議会フロアということで、中央に議場を設け、周辺に囲むように議会事務局、それから控室、それと委員会室を兼ねた会議室を設けているところでございます。

次ページが立面図、それぞれ載っておりますので、ごらんになっていただきたいと思えます。

46ページは、完成予想パースでございます。ちょうどベイサイドアリーナ側から見た絵でございますので、ご参考になさっていただきたいと思えます。

47ページが歌津総合支所の位置図でございます。

現在の駐車場にございます今の総合支所を一旦解体し、同じ場所に建設する予定でございます。敷地面積が2,338.35平方メートルでございます。

次ページ、48ページが平面図となっております。

歌津総合支所につきましては、支所機能と保健センター、それから公民館機能を合築した施設となっております。中央の部分が主に総合支所機能を持たせております事務スペース等々になってございまして、下半分が公民館、それから上側の大きい部屋がございまして、この部分が保健センター機能を担うものでございます。

49ページには立面図が載せてございますので、ご確認をお願いしたいと思います。

それから、50ページ、同じく総合支所の完成予想図でございます。南側から正面を見た絵

でございます。

そして、51ページが仮契約書の写しでございますので、ご確認をお願いしたいと思います。

以上で細部説明とさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

1 番後藤伸太郎君。

○1 番（後藤伸太郎君） 新しい役場と歌津の総合支所の工事ということですが、何点かお聞きしたいのですが、まず発注の仕方というか、役場と支所と違う建物かなと思いますが、同じ一括しての発注ということになっているようですので、その辺の経緯とかがあればちょっとお示しいただきたいと思うのが、まず1点です。

その入札なんですけれども、入札というか契約ですかね。議案書のほうでは契約の方法というところに総合評価競争入札という言葉が出てきます。以前ありましたが、プロポーザルという方式が議会でもいろいろ取り上げられましたけれども、そういうものなのかなと思ってちょっと調べてみたのですが、それともまたちょっと違うようで、安い業者さんを選ぶというだけじゃなくて、安くても安くなくても技術力、価格以外の評価が高ければそちらを選択するんだというような内容のようなんですけれども、これを今回導入した理由です。根拠。

それでまた、これを導入することでどのような町民にとってのメリット、利益があるのかということ、どのようにお考えなのか伺いたいと思いますのが2点目です。今後、この形式はふえてくるんだろうと思うんですけれども、そこも含めて、今後の見通しも含めて伺いできればと思います。

それから、もう1点。鉄筋コンクリート造で一部木造と鉄骨づくりと併用だというような今のご説明がありましたが、地元の木材を恐らくたくさん使うんだろうなというふうに想像しますし、町長のお話の中でもF S C、国際的な認証制度をこの町は取りましたということは、これは世界に向けてアピールし始めているところですから、そこはどのような仕様になるのか。ちょっと設計図を見ましたけれどもなかなか把握できないので、どのような話が進んでいるのかということをお伺いしたいと思います。

以上、3点ですかね。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 4つございますので、それぞれお答えさせていただきたいと思えます。

1点目、一括発注の理由ということでございますけれども、今回設計が1本でやっていると

いう部分がございます。それで、当然建築に際しましては、同じようなイメージで建物を建てていただきたいというふうに考えておるところでございます。当然、内容も変わらないようにです。これをもし別々に発注した場合、やはり請負者さんのそれぞれの考え方が出てまいりますので、多分ある意味違ったものができる可能性があるという点が1点でございます。

それから、2点目として、これは現実的な問題として、一括発注したほうが実は安くおさまるといった一つの利点がございますので、今回一括発注を選択させていただきました。具体的には5,000万円ほど積算額が安くなるという部分がありましたので、なかなか現場が離れて管理が大変な部分もございませうけれども、そこは一括のほうが総合的に有利だというふうに考えているところでございます。

それから、総合評価方式の採用理由ということでございませうけれども、個々複合構造ということで、やはり通常にはない部分がございます。それをこちらで全て条件をつけてやる方法もございませうけれども、そうしてきたときに全てコストにはね返るといった一つのデメリットがございますので、そこは各社それぞれいろんな技術力を持っていますので、それを生かしながらしっかりつくっていただきたいという思いもございましたし、それと今回総合支所もそれから庁舎もそうございませうけれども、一般の交通がある、それから近くに公共施設があるということで、建築に際しましては環境にかなり配慮していただきたいというふうに考えております。それは粉じんとか騒音だけでなく、交通環境も含めて安全にやっていただきたいということでございまして、逆にそこはどういう形で工事をしていただけるのか、そこを事前に見てみたいという思いもございませう。それで、それをこちらで指定した場合、全てまたそれもコストにはね返るといったことなので、そこは業者のほうから技術的な考え方を提示していただくと。当然それも含まれたということで、こちらは積算はしておりませうけれども、業者のほうはそれを含んだ形で入札をしておりますので、かなり安価に済むんだらうと思っています。

それから、一番大事なのが、これまで価格競争のみで業者を決定しておりましたが、いろんなただいま業者がおります。安かろう悪かろうということが十分考えられますので、そこは事前に排除したいという思いがございました。

それから、3つ目。今後の見通しでございませうけれども、1つは施工に当たって工夫する余地が大きい工事であれば、いろんな点数をつけたときにいろんな差が出るだろうと。もし、その幅が小さい工事であれば、点数をつけても結局差がつかないと。そうすると、やっぱり

価格競争になってしまうので、そこは工事の規模なり内容を見てそれぞれ決めていく必要があるかと思っております。

それから、次に町産材の利用ということでございますけれども、今回1月6日までにその技術提案書を提出いただくことを義務づけてございます。その中に簡易な施工計画書というものがございます、その中で実はF S Cの取り組みということの一つの課題としております。最低限、町産材を使うというのが第一歩でございます。その次に、F S C材を使う。それで、使ったときに、その認証をいただくかいただかないかという部分でそれぞれの点数化をさせていただいております。それとあわせて、これまでの経歴の中で町内からの資機材の購入をしたかという部分も実は後といたしますか、後ろのほうで点数化をさせていただきました。経験があれば、その分加点するというような方法をとらせていただいているところでございまして、応募いただいた全5者につきましては、それぞれF S Cについても取り組みをするという内容の施工計画書をいただいているというところでございます。

○議長（星 喜美男君） 後藤伸太郎君。

○1番（後藤伸太郎君） その入札であるとか、設計が一本ですから、コスト面を考えても一括で発注したほうがよいと、メリットがあるんだという今のご提示。

それから、総合評価競争入札に関しても、一応これはまた後でお答えの中でお伺いしたいんですが、うちの町、南三陸町として初めての取り組みなのか。それで、今回その採用をしてみてもどのような感覚、現場サイドではどのような感触があったのかということもあわせてお伺いしたいなと思います。

それで、全てコストにはね返ってくる今までのやり方で、さらにそのコストが安いか高いかで業者さんを選んでいったという方向から、ある種転換を図るということなのかなとも思います。それで、昨今のニュースですと、地盤のくい長さであるとか、あとは免震構造のゴムの品質であるとかいう業界全体として何か思わしくないような風習があったと、そういう弊害があったと。実際に被害が起きているという社会情勢があります。そこも踏まえての今後の取り組みだろうと思っておりますけれども、そこはそういった業者さんが安く上げるために手を抜いてしまう、品質が劣化してしまうということが、今回のこの入札制度の中でどの程度排除できたとお考えなのかということもあわせてお伺いしたいと思うんです。

それで、F S Cの話ですけれども、こちらから審査する場合に、条件として地場産材であるとか、F S C材を使うと、どのような仕組みなのかわかりませんが、使っていただければその点数は高いですよというようなこちらから条件を出したというふうな捉え方でいいのかな

と思うのですけれども。それで、このF S Cに少し突っ込んでお話しさせていただきたいのは、まず全体認証と部分認証という考え方があるというふうにお伺いしています。それで、今回新しくできる庁舎と総合支所は、どちらの考え方なのかということをお伺いしたいと思います。それで、前に以前からこの新しい取り組み、環境に責任を持つんだという取り組みを一般質問の中とかでも町長と意見交換というか、さんざん議論させていただいております。それで、私としては、今度新しく役場庁舎、総合支所ができるというのは、南三陸町の一つのシンボルでもあるだろうと思いますので、そこは当然その発信力を強くしていくという意味でもF S C材、南三陸産の材料はこんなにいいですよと、こんなにたくさん使っていますよということをアピールしていく場所になると、するんだというふうに町長はお考えだと私は思っていますけれども、その辺どのようにお考えなのかということもお願いいたします。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 総合評価落札方式について初めてかと言いますと、多分合併前に1件だけやったという記憶がございます。かなり前だと思っています。それで、しっかり制度が確立されてやられたのが、多分今回、町とすれば初めてのケースでございまして、この方法につきましては、実は県内でこの方式を取り入れていないのが我が町ともう1つの市だけでございまして、最後に残った2つということで、今回そういう機会もありまして選択させていただいたというところでございます。

それで、やってみてどうかということなのですが、当初最初に説明したとおり、11月20日に入札公告をして、約2カ月かかると。これは最低限そのくらいどうしてもかからざるを得ないと。通常であれば1カ月で済むんですが、その1カ月余計にかかる分をどう見るのかなということに尽きるのかなと思ってございます。

それと、やはりこれまでですと、契約をして、それで施工計画書を提出されて、それで初めて施工方法なり管理体制がわかったということが往々にしてございました。それで、我々も意図しない部分も当然あるわけで、そこから実は協議をしなければならないというある意味無駄な時間といいますか、無駄ではないんですが、余計な時間がかかる傾向にございましたけれども、今回については入札前のある程度の方向性がわかるということなので、そういう面では事前に対策はとりやすいんだろうというふうに考えてございます。

それから、今回品質低下の排除についてどのくらい期待できるのかなということでございますけれども、当然事前の施工計画書にとっても重要なことを4項目を書けということで条件をつけている。全体で18項目あるんですけれども、そのうち4項目が施工計画の提出でござい

ます。それで、課題を設けていますけれども、共通仕様書等で一般的にやらなければならないものが規定されているのが別途にございます。それで、それを単純に書いてきていただいても採点の対象とはしておりません。それ以外の部分で、それぞれ工夫をして今回の工事に当たるといことを書いていただいた分のみを対象としておりまして、かなりそういう意味では経験と技術力がなければ書けない部分が大半でございますので、当然いいかげんな業者は書いてこられないということなので、入り口でそれは阻止できるんだろうというように考えてございます。

それから、F S Cの取り組みということで、これは先ほど言いました4つの施工計画書の中の1つの項目でございます。F S Cプロジェクトの認証への対応ということで3つに分けていまして、町産材は使うけれども、認証は、そこはしないというやり方。それから、部分認証、それと全体認証と、3つのランクでそれぞれ意思表示をしていただくということでございまして、それぞれ配点が違ってまいります。全部認証をとるという方に対しては5点配点をする。それから、部分認証は3点、それからやらないという方は当然ゼロでございます。ここでは点数を申し上げますけれども、ざっくり申しまして1点違うと請負額に換算して約2,000万円違います。ですから、もしプロジェクトに一切やらないということであれば、他の方よりも約1億円ほど安く入札していただかないと落札者にはなれないという仕組みになってございます。以下、18項目についても全てそういうシステムでございますので、なかなか厳しいものがあるんじゃないかなというふうに考えております。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） F S C材の関係については、前の議会でも一般質問で後藤議員といろいろやりとりをした経緯がございます。そのときもお話しさせていただきましたように、せっかく南三陸町として一つのブランドとしてF S Cを取ったという経緯がございますので、今後も町としてF S C材の利活用ということについては積極的に進めていきたい、そういうふうに思っております。

○議長（星 喜美男君） 後藤伸太郎君。

○1番（後藤伸太郎君） その仕組み、手続、さまざまなハードルがあって、より緻密に複雑にしていくことで、またさまざまなそこに評価の方法が入ることで、今回は非常に規模の大きい工事でもあるし、その技術力を発揮する余地が、何というんでしょうね、余白が大きいんだろうと。ですので、今回の採用方式を採用するに至ったと。それで、今後に関しては、同様の案件があれば、当然ほかの県内の自治体はすべからくそちらの方向にいていますから

我が町としてもそちらに行くんでしょうが、そうでない技術力の発揮する余地がそれほど大きくない発注においては今までどおりの発注というのも組み合わせながらやっていくということなのかなというふうに思います。そうすることで、大手だけでなく、地元の企業がということも考えられるのかなというふうにも思いますから、そこはさまざまな社会情勢を勘案しながら発注方法というのも検討していただきたいというふうに思います。

それで、F S Cに関してだけもう1点。今後とも発信としては進めていきますよということは当然というかありがたいことですし、そういうふうに環境と調和した町を復興の中でつくっていくんだということは常々おっしゃられておりますからそこを疑うわけではないんですけれども、庁舎のF S Cの認証制度がどの程度の割合で行われるのかということは、結構大きい問題なのかなというふうに思っております。

それで、要は地元、お題目というか何というんでしょうね。外に対してのアピールの上ではF S Cの認証を受けた地元の木を使っていますということは恐らく言えると思うんですね、その新しい庁舎をつくったときに。ただ、そこで本当に地元の山から切ってきた木とか、山から切って寝かせておいた木がどの程度使われているのかということは、地元の方はわかっちゃうわけなんですよ。そこは本当に大手を振ってこれぐらい使っていますよと、すばらしいものなのでぜひ皆さんも使ってくださいというようなアピールの仕方をしていくんだろーと思いますから、そのときに部分認証というやり方なのであれば、何というか、及び腰というか中途半端な感じはするなというのが個人的には感覚として持ってしまいます。そこを全体認証に今後していく可能性はどの程度あるのかということと、そこは町の方針として、それで恐らく町有林の木材を使っていくということになるのかなと、そこはわかりませんけれども、推測で言っていますけれども思いますが、今後ほかのマーケットへもそれは付加価値のあるいい材料として勧めていくという上で非常に重要なポイントかなと思いますが、町長並びにその担当の方はどのようにお考えなのか、最後に伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） F S Cについては、5者ありましたけれども、4者が全部認証、それから1者が部分認証という提案の仕方をしてきてございます。それで、今回落札した業者が実は部分認証という業者でございます。

それで、いろいろ決定後に、何で部分認証なのかなというちょっとお話をさせていただきました。それで、要は全ての木材を町産材で使えば、それほど難しい問題ではないんですけれども、これがもし町外の木を使った場合、そのトレーサビリティといいますが、それを

全て証明しなければならないということで、当然これからどこ産のどういう種類の木を使うと決まっていないう中で、それを全てやるというのは、余りにも無謀だと。当然、もし外材を使えば、外国に行って本当にこの木をここで切ったんですかという証明をとってこなければならぬらしいんですよ。それはちょっと今の段階でできないので部分認証としたと。

ただ、ここが一番重要なところでございまして、本当に現地に行って調べなければならないのか、それとも書類証明書があれば事足りるのか、これは私もちょっとわからないところなので、そこは今後業者とも詰めていきたいというふうに考えているところです。以上でございます。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ご承知のように、新国立競技場、木と緑のスタジアムということでF S Cの認証材を使うというのが大前提のように聞いてございますので、せっかく当町がF S C認証を取った材があつて、それを当町の施設に使わないということになりますと、じゃあ我々が今売り込みを隈先生のほうにやっている我々の姿勢が今度問われるわけでございますので、そこはしっかりと我々も対応していきたいというふうに考えております。

○議長（星 喜美男君） 3番及川幸子君。

○3番（及川幸子君） 3番及川です。ただいま私も、本庁と総合支所、2つを一括発注ということで、おやっと思つたんですけれども、これによりまして5,000万円の減額が成つたということで、メリットとしては5,000万円が費用として浮いたということで、非常にいいことだなと思つております。そしてまたさらに、本所と支所が同じ体系になるようにということも説明を受けました。なるほどこのデザイン表を見ますと、同じようだなということがうかがわれます。

そうした中で、工期なんですけれども、来年、29年3月年度末ということが支所、それからその半年後が本庁ということになっていきますけれども、その中でこの工期が果たして一括で、企業体で、その期限どおりに工期内にやれるのかどうか。

それとあわせて、一括で総合的に2つ合わせた額で入札になっていきますけれども、大まかでもいいですので、支所がどのくらい、本庁がどのくらいというのがわかっているのであればご説明願います。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 工期につきましては、それぞれ入札条件ということで、支所については年度内、それから本庁舎については9月29日までという最初の条件でつけていますので、

そこは入札をしたということはそれを守っていただくという以外にないのかなと思っています。

それから、各費用の内訳でございますけれども、先ほど一番最後に、51ページですけれども、仮契約書の写しが添付してございます。その中にそれぞれの内訳を記載してございます。総額が25億8,444万円でございますけれども、本庁舎分として18億9,568万円、残りが支所分ということになります。ちょっと計算ができないんですが、済みません。

○議長（星 喜美男君） 課長、見てもらえばいいですから。

○建設課長（三浦 孝君） 約5億円でございます。

○議長（星 喜美男君） よろしいですか。及川幸子君。

○3番（及川幸子君） そうしますと、2社企業体でこのぐらいの2つの本所と支所をやるということについては、工期内に終わらせるという見込みで今お話ししておりますけれども、何しろ南三陸町のメインとなる本庁と支所でございます。この工期を守ってやっていただきますようにくれぐれもお願い申し上げます。

それから、18億円が本庁で5億円が支所ということで、これも理解いたします。以上、終わります。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 失礼いたしました。計算ミスです。5億円ではなくて、約6億8,700万円でございます。訂正お願いいたします。

○議長（星 喜美男君） ほかにございますか。14番三浦清人君。

○14番（三浦清人君） 今回の契約、総合評価方式で行ったということでありまして、私は大変いいことだなという評価をいたしております。理由としましては、先ほど建設課長がいろいろと申し上げたんですが、やはり昨今の公共事業、特に復興事業でいろんな業者さんが入ってまいりまして、いろんな問題を引き起こしているというのは新聞、テレビ等でも皆さんおわかりのことだと思います。そういったことを防ぐ意味でも、総合評価方式をとったんだということに対しましても、評価をするところであります。

そこで、地元の業者さんもJVで入っておられます。これも結構なことだなというふうに思っておりますが、木材だけでなく町内で調達できる部材が多々あるかと思うので、できるだけ町内のものを使えるように、町長なりあるいは建設課長なりから業者さんのほうにお話をさせていただければなという感じをいたしております。せっかくの地元の事業でありますから、できるだけ町内にお金がおりるようなやり方をさせていただければなというふうに思っており

ますが、町長いかがでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） この件に限らず、これまでも町の公共施設につきましても大手の建設会社の方々に発注をしまいましたが、そのたびに町長室にご挨拶においでになりますので、地元で調達できるものについては地元で調達していただきたいということは、私のほうから毎回お話しさせていただきますので、多分あしたもこの業者さんが挨拶に来るということです、その辺は私のほうから改めて申し上げさせていただきます。

○議長（星 喜美男君） ほかに。（「なし」の声あり） ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第4号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第5号 工事請負契約の締結について

○議長（星 喜美男君） 日程第9、議案第5号工事請負契約の締結についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（星 喜美男君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第5号工事請負契約の締結についてをご説明申し上げます。

本案は、歌津魚竜化石等災害復旧工事に係る請負契約について、南三陸町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定に基づき、議会の議決に付すものであります。

細部につきましては担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） それでは、議案第5号につきまして細部説明をさせていただきます。

議案関係参考資料の53ページをお開き願いたいと思います。

工事名が平成27年度歌津魚竜化石等災害復旧工事でございます。

工事場所は、歌津字館浜地内でございます。

工事概要といたしまして、魚竜化石観察用立体横断施設、要は木道をつくるという内容でございます。それぞれ記載の数量を整備いたします。

入札執行日が28年1月18日でございます。入札参加者は1者でございます。以下、入札状況については記載のとおりとなっております。

工事の期間でございますけれども、平成28年3月31日としてございます。これにつきましては、債務負担を計上しておりません、設定しておりませんので、年度末とさせていただいておりますが3月の議会で繰り越しのご承認をいただきたいと考えておりますので、よろしくお願ひ申し上げたいと思います。

次に、54ページ以降に係る図面を載せてございます。

54ページは位置図でございます。右の図面が館浜漁港の拡大図でございます。

それから、次のページがもう少し大きい平面図となっております。

これまで、館浜の魚竜化石には、漁港からの物揚げ場の背後地に車をとめて、そこから徒歩で防波堤を乗り越えて、それから波打ち際の岩礁地帯を歩いて現場に向かうというルートが設定されておりました。しかしながら、震災以降、広域地盤沈下によりまして、それもなかなか危険な状態であるということで別ルートを今回設定したところでございます。

今回は記載の山を越えていくというルートを設定しております。このルートにした考え方は、どうしても波打ち際に設定することは、なかなか維持管理も含めて利用者の安全も考えるとかなり難しいということで、それと非常時において避難が容易にできる場所ということでこのルートを設定してございます。

それで、今回全てを木道といいますか、木で道路をつくっていくという工法を採用してございます。その理由といたしまして、図面にも記載されておりますけれども、この辺一帯が保安林であるということ、それから国立公園の指定地であるということ。それに加えて、文化財の指定があるということで、大きく土工を動かすことがかなり難しいということがございまして、植生の衰退の防止と表土流出の防止を図るため、全てにおいて木道とさせていただきます。

次ページ、56ページに仮契約書が添付されておりますので、ご確認をお願いしたいと考えております。

以上で細部説明とさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

- 議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。
4番小野寺久幸君。
- 4番（小野寺久幸君） 今回、入札業者が1者しかないというような状況のようではございますけれども、この事情をちょっとお伺いしたいと思います。
- 議長（星 喜美男君） 建設課長。
- 建設課長（三浦 孝君） こちら、発注者側としての入札公告内容につきましては、いわゆるSクラス相当の業者が入札できるということで、一般競争入札でございますので、そういう入札公告をしております。それで、たまたま申し込みが1者しかなかったということでございまして、何で1者かと言われても、なかなかそれぞれ業者さんの都合がございまして、こちらとすればなかなかつかめないという状況でございます。
- 議長（星 喜美男君） 小野寺久幸君。
- 4番（小野寺久幸君） 工事内容がそんなに難しいものではないかとは思いますが、ほかに対応できる業者がないとか、昨今、今の現状がどうかわかりませんが、入札不調とかの状況もありますので、その辺はどうだったのかお伺いしたいと思います。
- 議長（星 喜美男君） 建設課長。
- 建設課長（三浦 孝君） 一つの推測でございますけれども、当然現場に1人必ず技術者を専任で配置しなければならないということが当然義務づけられておりますので、その技術者の手配がちょっと問題あったのかなということと、あと工事内容が木道と言いましたけれども、当然防腐処理をした木を使うということでございますので、そういう意味ではおもしろみがないといえますか、そういうことはちょっとわかりません。やりがいがないといえますか、そういう点があったのかなというふうに思います。
- 議長（星 喜美男君） ほかにございますか。（「なし」の声あり） ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第5号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第6号 工事請負変更契約の締結について

○議長（星 喜美男君） 日程第10、議案第6号工事請負変更契約の締結についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（星 喜美男君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第6号工事請負変更契約の締結についてをご説明申し上げます。

本案は、歌津地区において実施しております子育て支援拠点施設新築工事に係る請負契約について、請負金額を変更する必要が生じたことから、南三陸町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定に基づき、議会の議決に付すものであります。

細部につきましては担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） それでは、細部説明をさせていただきます。

議案関係参考資料は57ページになりますので、お開き願いたいと思います。

主な変更点を記載させていただいてございます。一番この中で大きいのが、外壁の仕様の変更ということで記載させていただいております。小さいお子さんたちを預かる施設だということで、内部、それから外部の温度差を少なくしようと。冬は暖かく、夏は涼しくということで精査をさせていただきました。その中で、外断熱を採用すれば、かなり効率よく冷房、暖房ができるということが1点。それから、耐火性のペレットストーブを使うということでございましたので、少し耐火性能を上げなければならないという一つの課題がございました。それで、外壁の仕様をより耐火性の高いものに変えたということで、1,600万円ほどの増となっております。

それ以外に、以下3項目減額となっておりますけれども、電気設備といたしまして変圧器でございますけれども、今回当初計画としましては、室内に設置する、よりグレードの高い

ものを考えておりましたが、室外、外でも構わないという結果になりましたので、室外仕様のもので変更したところでございます。それで約150万円ほど減額になったということと、それから照明器具は、こちらで見込んでいたものが実は生産中止になったものがございまして、それにかわるものを探した結果、約90万円ほど安く同じ性能のものが見つかりましたので、それに取りかえたということがございました。

それから、次に衛生設備の部分でございまして、空調関係で外にダクトを出すわけでございまして、雪が吹き込まないようにカバーを考えておりましたが、地形の状況その他を考えますとそれが不必要という結果になりましたので、それを削除させていただきました。

それから、外構工事といたしまして、遊具の減額となっております。遊具につきましては、現在使用しているものを再利用するという計画でございまして。しかしながら、工事が2月までということで、現在まだまだ3月いっぱい保育所が、5月か4月まで保育所は使いますので、今ここで遊具を撤去して新しい保育所につけるのは不可能であるということで、370万円ほど減額いたしまして、この分については新年度でそれぞれ直前に移転をしたいというように考えましたので減額とさせていただきます。

合わせまして、これらを統合しますと約900万円ほどの増ということになりましたので、今回提案させていただいた次第でございまして、よろしくお願い申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

3番及川幸子君。

○3番（及川幸子君） ただいまの説明でわかったんですけども、1点、遊具の減額の中で、今既存の使っている遊具を新しいところに使うということなんですけれども、その辺は遊具は大分年数がたっております。その移設するときに、しっかりと遊具が新しいところでも十分使えるかどうか確認した上で持って行っていただきたいと思います。というのは、遊具で事故があると、よいかと思って新しいところに古いものをつけても、結局それで事故があったりなんかということやっぱり町の責任になりますので、その辺、取り外すときに十分に精査していただきますようくれぐれもお願い申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） そこは十分注意しながら進めていきたいと思っております。

○議長（星 喜美男君） 11番菅原辰雄君。

○11番（菅原辰雄君） 今、増額の理由を建設課長から説明いただきました。

でも、説明の中で、ペレットストーブを使うのだと、そういう表現がありました。さらに、外壁の変更は夏涼しく、冬暖かくと。そんなものは最初からわかっていることであり、それで耐火性の性能。そんなものはつくる時から考えていなかったのかということなんです。何で今さらこれが出てこなければだめなのか。その辺がちょっと私としては納得できないので、その辺の説明をお願いします。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 暖房器具を使うときは、液体燃料、それから気体燃料、それから固体燃料それぞれございますが、例えば液体とガス、気体については、壁から20センチメートル離せばいいという規定がございまして、固体燃料につきましては、一律たしか60センチメートル以上離すという規定がございまして、それで、実はペレットストーブの中に、外国製はその辺しっかりカタログ等に性能が載っていますけれども、日本メーカーについては載っていないものがございまして、それで、採用するに当たっては、それを検証しないと、どのくらい壁にくっつけたらいいか、それが出てこないという状況が一つございまして、当然、部屋のかなり前に出すと、これは当然使い勝手が悪うございまして、いずれなるべくならば壁に接近をさせたいという考えでございまして、それで、ある程度ペレットストーブが決まらなないと、それができない部分がございますので、確かに議員さんがおっしゃるように、最初からわかっていたんだからその分はしっかりやったらいいんじゃないかと、それは多分ごもつともな部分だと思います。ただ、我々もペレットストーブに関してはなかなか知識がついていない部分がございますので、そこはご理解いただければというふうに考えております。

○議長（星 喜美男君） 菅原辰雄君。

○11番（菅原辰雄君） そうですね。理解しなきゃだめな面もあります。課長はいろいろ理由を述べましたけれども、やっぱりこれは慎重に、計画時点でいろんなことをいろんな角度からやっぱり検討していただきたい。安易に増額、減額。ちょっとあなた方何やっているんですかということなんでございます。

ついでに言いますと、遊具でも、じゃあ使えるのであれば最初からそんなの考えられなかったのかとか、そういうことになりますので、1つが出てくれば疑念が次々湧いてくるもので、これはこれとして、子育て支援ですので、子供たちの安全とか安心のために必要なことですので、今後いろんなことがまだまだ出てくると思うんですが、慎重に考えて対応していただきたい。以上です。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 大変身にしみるお言葉をいただきまして、大変ありがとうございます。今後ともご迷惑のないように、工事の執行に当たりましては十分注意しながらやっていきたいと思っております。

○議長（星 喜美男君） ほかに。6番今野雄紀君。

○6番（今野雄紀君） 私も遊具について1点だけ伺いたいと思います。

減額ということですが、それとは別に、これからの子育て支援の施設における遊具の種類というんですか。どういった、例えば子供に影響を与えるようなとか、遊んでもらえる遊具があるのか。もし、ふやしていくというなら、どういった遊具があるのか。わかっていたらお知らせいただきたいと思えます。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 遊具については、こちらで当初想定もしなかった事故が起きていることもありまして、なかなかこれがいいというのはこちらとしても言えない状況でございます。どちらかという、遊具の種類がだんだん減ってきているというのが現状でございます。その中で今後とも事故を起こさない、起こらないといえますか、そういうのが、我々もなかなかそこまではつかんでいないと。ただ、1つだけ言えるのは、たしか協会のほうで安全な設置の仕方なり点検の方法というのが出ておりますので、それを参考にしながら設置し、日常点検をしていきたいというふうには考えています。（「遊具の効用」の声あり）

効用ですか。（「効用です。目的みたいな。例えば外遊びなんかの。その辺、もうちょっと詳しく」の声あり）

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 効用といいますと、私も児童教育は専門じゃないのでよくわからないんですけども、一般にブランコとかジャングルジムとか雲ていとか、そういうのが我々が育ったころにありましたけれども、そこで多分いろんなルールなりなんなりが自然と身につくのかな。順番を待ったり、そういう社会性がそこで養われるし、また自分の跳びはねる以外の部分の高さを経験できますので、そういう意味ではバランス感覚なり、運動感覚が鍛えられるんじゃないかなというふうに思います。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○6番（今野雄紀君） 大体わかりましたけれども、私も実は最近、遊具に関して子供たちの外遊びの重要性というんですか、今は中で遊んでいるよりもというそういう思いがあったものですから、この件に関しては、また3月等の議会をお願いしたいと思います。ありがとうございます。

ざいます。

○議長（星 喜美男君） ほかにございませんか。（「なし」の声あり）ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第6号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第7号 工事請負変更契約の締結について

○議長（星 喜美男君） 日程第11、議案第7号工事請負変更契約の締結についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（星 喜美男君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第7号工事請負変更契約の締結についてご説明申し上げます。

本案は、伊里前地区において実施しております防災集団移転促進事業及び災害公営住宅整備事業造成等工事に係る請負契約について、請負金額を変更する必要が生じたことから、南三陸町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定に基づき、議会の議決に付すものであります。

細部につきましては担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。復興事業推進課長。

○復興事業推進課長（糟谷克吉君） それでは、議案第7号工事請負変更契約の締結について細部説明をさせていただきます。

議案書23ページに記載してございますとおり、契約の目的は平成25年度防災集団移転促進事業及び災害公営住宅整備事業（伊里前地区中学校上団地）造成等工事でございます。

当初の契約金額から2,280万2,040円を減額し、変更後の金額を15億2,159万7,960円とするものでございます。

伊里前地区中学校上団地の造成工事につきましては、平成25年11月に着工し、工事を進めてきております。1月現在の工事の進捗率は94.7%となっております。今月末の完成、4月の引き渡しに向け、工事も仕上げの最終段階となっているところでございます。

今回の主な減額要因でございますが、議案関係参考資料61ページに変更の概要を載せてございますが、敷地造成工事におきまして、当初見込んでおりました硬岩の量などが減ったことなどにより、その掘削量、残土処分費などを精査した結果、減額となるものでございます。

62ページには、工事請負変更仮契約書を載せてございますので、ごらんいただきたいと思います。

以上、細部説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

（「なし」の声あり） ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第7号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第8号 工事請負変更契約の締結について

○議長（星 喜美男君） 日程第12、議案第8号工事請負変更契約の締結についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（星 喜美男君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第8号工事請負変更契約の締結についてをご説明申し上げます。

本案は、清水地区において実施しております防災集団移転促進事業造成等工事に係る請負契

約について、請負金額を変更する必要が生じたことから、南三陸町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定に基づき、議会の議決に付すものであります。

細部につきましては担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。復興事業推進課長。

○復興事業推進課長（糟谷克吉君） それでは、議案第8号工事請負変更契約の締結について、細部説明をさせていただきます。

議案書24ページに記載してございますとおり、契約の目的は平成25年度防災集団移転促進事業（清水団地）造成等工事でございます。

現在の契約金額に対し5,292万7,560円を増額し、変更後の金額を20億4,804万9,360円とするものでございます。

清水団地の造成工事につきましては、平成25年12月に着工し、本年3月完成に向け現在まで順調に工事を進めてきておるところでございます。工事の進捗状況は、1月末現在で92%ほどとなっております。

今回の主な変更要因でございますが、議案関係参考資料63ページをごらん願います。

敷地造成工事におきまして、硬岩の範囲、掘削量がふえたことなどにより、宅盤の置きかえ土量、残土の処分費などが増加したものでございます。その他の工事につきましては、あわせて最終精査をしたものでございます。

工種ごとの変更金額で申し上げますと、敷地造成工事で8,100万円の増、急流工で320万円の減額、進入道路工において構造変更による減額2,500万円ほどとなっております。

64ページには、変更仮契約書を載せてございますので、ごらんいただきたいと思っております。

清水団地の引き渡し時期につきましては、6月初旬を予定してございます。一日でも早く引き渡しができるよう今後も努めてまいりたいと考えております。

以上、細部説明とさせていただきます。よろしくお願いいいたします。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

14番三浦清人君。

○14番（三浦清人君） この箇所はいつでしたか、岩が出たということで一度変更契約をしておりますよね。そのときに、あとは変更ないのかと私は現場で確認したら、あとはありませんと、変更はないと、そうお話を承ったので、じゃあ1回目というか初めてだからいいでしょ

うということで賛成、大賛成して可決したんですが、ここにきてまた変更ということは、私はちょっと考えもしなかったんです。それで今、8,100万円の増額だと、詳細は今概要が載ってありますがね。

そこでお聞きするのは、今これから5,000万円の変更の予算をとるんですが、予算というか変更だ。その分は今、手はつかれていないんでしょうね。その区分がどこで線引きになるのかということですよ。この変更する2度目で初めて工事着工という形になるかと思うのですが、前の分の増額した分と今回変更する工事の線引きは、どこをどうなのかと。そうなってくると、今度は現場に行ってみないとわからない。ただ、出ましたから認めてくださいで、我々もこれは今回の議案で報酬が高くなりましたのでね、逆に厳重にやらなければだめなんです。見もしないではい、はいと言うわけにいかなくなってきた。上がるものですからね、報酬が。どうなんですか、その辺。お言葉を信じて大丈夫なんでしょうか。あした個人的に行って、見ることも可能だと思うんですがね。行ってみたら、なかったでは困りますよ。どうなんです。

○議長（星 喜美男君） 復興事業推進課長。

○復興事業推進課長（糟谷克吉君） 以前に硬岩が出たということで変更をお認めいただきました。今回につきましては、硬岩が出たために、各宅地の宅盤、それを置きかえるということで、80センチメートル宅盤を置きかえるというような工事で増額ということになったものでございます。

○議長（星 喜美男君） ほかにございますか。（「なし」の声あり） ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第8号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。ここで暫時休憩をいたします。再開は2時35分といたします。

午後 2時19分 休憩

午後 2時33分 開議

○議長（星 喜美男君） おそろいですので、休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第13 議案第9号 災害公営住宅整備に係る業務施行に関する変更協定の締結
について

○議長（星 喜美男君） 日程第13、議案第9号災害公営住宅整備に係る業務施行に関する変更協定の締結についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（星 喜美男君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第9号災害公営住宅整備に係る業務施行に関する変更協定の締結についてご説明申し上げます。

本案は、戸倉地区に整備する災害公営住宅整備事業に係る業務施行に関し、県との間で締結した協定について協定の金額を変更する必要があることから、南三陸町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定に基づき、議会の議決に付すものであります。

細部につきましては担当課長からご説明申し上げますので、よろしくご審議の上ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。復興事業推進課長。

○復興事業推進課長（糟谷克吉君） それでは、議案第9号の細部説明をさせていただきます。

議案書25ページに記載のとおり、本議案につきましては防集戸倉団地内に整備しております集合型の災害公営住宅建設の業務施行について、宮城県に委託する協定額を変更するものでございます。

金額は、現協定額から1億1,431万228円を減額し、18億8,944万9,772円とするものでございます。

戸倉地区の集合型災害公営住宅につきましては、26年5月の臨時会にて協定締結についてのご決定をいただき工事に着手し、今月の完成、3月1日入居予定で整備を進めてきたところでございます。今回、協定額の最終精査の結果、減額となるものでございます。

議案関係参考資料65ページに事業の概要を載せてございますが、事業の概要は変わっておりませんので詳細の説明は割愛させていただきます。

変更の主な要因といたしましては、66ページに記載してありますとおり、宮城県の落札率による請け差によるものなど、最終精査により減額となったものでございます。

67ページ以降には、土地利用計画図、配置図等を添付してございますが、さきに臨時会でお示ししたものと変わってございませんので、参考までにごらんいただきたいと思います。

以上、細部説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

6番今野雄紀君。

○6番（今野雄紀君） 減額ということでこれはわかりましたけれども、現在の来月から入るといふ申し込み状況というか、移る状況はどのようになっているのか伺いたしたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 復興事業推進課長。

○復興事業推進課長（糟谷克吉君） 戸倉地区の集合住宅につきましては、70戸整備してございます。1月末現在で、59戸、59名の世帯が入居予定になってございます。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○6番（今野雄紀君） 70戸のうち59戸ということで、わかりました。本来なら戸倉のあれが一番最初にできるという当初の予定だったんですけれども、この時期になりましてようやく完成ということを見るみたいですが、今後この59戸からもっともっとふえていく検討とかそういった予定の方たちがいるのかどうか伺いたしたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 復興事業推進課長。

○復興事業推進課長（糟谷克吉君） まだ再建の意向をはっきりさせていない方、数字はちょっと把握してございませんけれども、そういう方々が戸倉地区にもいらっしゃいます。それで、広報、それから広報無線におきまして、追加の募集を行っていきたいというふうに考えてございます。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○6番（今野雄紀君） これから広報するということですが、ちなみに59戸埋まって、まだ埋まっていないところのタイプ別の空き数というのはどのような形になっているのか。Sタイプ、Mタイプ、Fタイプとあるようですが、その構成割合がもしわかりでしたら伺いたしたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 復興事業推進課長。

○復興事業推進課長（糟谷克吉君） Sタイプが1戸、Mタイプが5戸、それからFタイプが5戸というふうに、合わせて11戸のあきが出ているような状況でございます。

○議長（星 喜美男君） ほかにございますか。3番及川幸子君。

○3番（及川幸子君） 3番及川です。1点ほどお伺いしますけれども、これは県の発注で、変更前後の内訳を見ますと、設計の残額によるものがほぼなんですけれども、この竣工検査などは県と町と、町もかかわって検査をしているのか。

あるいは、この設計残額が億で見られて、この1億何がしの残額が出て、残額が出た分はいいことなんですけれども、果たしてこの設計残額がこんなに残って、ちゃんと設計どおりになっているのか、また危惧される分が出てきているのかなと。例えば電気、水道とか、屋外配水管ルート変更とか、そういう細かいことにまで支障が出てきそうな心配も考えられるのですけれども、その辺どうなっているのかご説明願います。

○議長（星 喜美男君） 復興事業推進課長。

○復興事業推進課長（糟谷克吉君） まず、検査でございますけれども、今現在完成を迎えるに当たりまして、県と一緒に検査のほうをやっているような状況でございます。

それから、落札率につきましては、おおむね95%から99%の工事、工事で落札率になってございます。それから、設計、県との協定につきましては、県の設計額において協定を結んでいるところでございますので、落札金額、それから設計残について、今回減額というふうになったものでございます。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○3番（及川幸子君） ただいまの最終段階での落札額になったということなんですけれども、私が心配しているのは、この建物です。電気工事、機械工事、昇降機工事、いろんなところで設計残額が出ていますけれども、支障がないのかということです。懇談会なんか歩くと、外の排水溝が足りないとか不足とか、いろんなほかの住宅でも必要とするものが出てきている中で、こんなに残額が残って……。これは後で町民の方から、入ったもののクレームが来ないのか、そういうことが心配されるんです。設計どおりにきちんとやっているのかというような心配がされるので、そういう細かいことなのですけれども、入ってみたものの、町民があそこも足りない、ここも不自由だ、天井のクロスが半分剥がれてきたの、畳がそういうふうに湿気を帯びてカビが生えてきたことのと、そういうことがないのかどうか。そういう心配がされるので、その辺どのようになっているか、もう一度ご答弁お願いします。

○議長（星 喜美男君） 復興事業推進課長。

○復興事業推進課長（糟谷克吉君） 以前、カビの問題でご心配をおかけいたしました。その後、戸倉ならず集合住宅、戸建てにおきまして、工程、工程で職員の立ち合い検査等を実施して

おりますので、ご心配される事案はないと思っております。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○3番（及川幸子君） 一番は、入居してからの町民のクレームですので、その辺のないように、今の課長の答弁は努力するという声ですので、そのとおり受けとめますので、今後ともクレームのないようなそういう公営住宅に手がけていただきたいと思います。終わります。

○議長（星 喜美男君） ほかにございますか。（「なし」の声あり） ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第9号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第14 議案第10号 町有林樹木の売払いについて

日程第15 議案第11号 町有林樹木の直営生産事業代行委託について

○議長（星 喜美男君） 日程第14、議案第10号町有林樹木の売払いについて、日程第15、議案第11号町有林樹木の直営生産事業代行委託について。お諮りいたします。以上、本2案は関係がありますので、一括議題としたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） ご異議なしと認めます。よって、本2案は一括議題とすることに決定いたしました。

なお、討論、採決は1案ごとに行います。

職員に本2案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（星 喜美男君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま一括上程になりました議案第10号町有林樹木の売払いについて及び議案第11号町有林樹木の直営生産事業代行委託についてご説明申し上げます。

町有林樹木の売払いにつきましては、南三陸町森林経営計画に基づき、直営林の収入間伐に

伴う売払いを行うに当たり、南三陸町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定に基づき、議会の議決に付すものであります。

あわせて、当該町有林の素材生産事業と販売を南三陸森林組合に代行委託することについて、南三陸町林野条例の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

細部につきましては担当課長からご説明申し上げますので、よろしくご審議の上ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。産業振興課参事。

○産業振興課参事（農林行政担当）（佐久間三津也君） それでは、議案第10号町有林樹木の売払いについて及び議案第11号町有林樹木の直営生産事業代行委託について、細部説明をさせていただきます。

議案書は26ページから27ページ、議案関係参考資料につきましては71ページから73ページとなります。

議案書26ページをごらんください。

本案につきましては、さきの12月議会定例会において可決していただきました補正予算の素材生産事業でございまして、収入間伐を行い、売り払いをするものでございます。

施工場所につきましては、記載のとおり歌津字石泉163番の1、270番。それから、志津川地区が志津川字立沢1番3ということでございます。

施工場所につきましては、議案関係参考資料の71ページをお開きください。

今回の計画場所でございますけれども、歌津地区2カ所、志津川地区1カ所でございますが、歌津の石泉でございますけれども、樋の口林道石泉線、山内考三さん宅から鈴木定一郎さん宅へ向かいます奥の山林でございます。

もう一方、志津川地区の立沢1番3のほうでございますけれども、こちらにつきましては県道志津川馬籠線を磯の沢から約3キロメートルほど入ったところの山林ということになってございます。清水方面から申し上げますと、志津川方面から清水に向かいます、清水手前に三陸道の工事車両出入り口付近がございますけれども、小さい橋がございますけれども、そちらを左手に入っていった林道でございまして、約3キロメートルほど入ったところの奥の山林というふうになってございます。

26ページをもう一度ごらんになっていただきまして、樹種につきましては記載のとおり杉とアカマツということでございます。樹齢につきましては、記載のとおりでございます。面積でございますけれども、合わせまして11.21ヘクタールということで、材積の見込みにつつま

しては3,589石となっております。材積につきましては、森林組合によりましてプロット調査を実施しておりまして、約11ヘクタールの中、11地点を選定いたしましてプロット調査を実施して積算した結果、合計材積が約3,500石ほどとなっているところでございます。プロット調査の現地調査につきましては、職員のほか私のほうも立ち合いをさせていただいているところでございます。

販売単価につきましては、森林組合における最近の販売実績等から、LVL材、一般用材として、石当たり単価3,500円ということで、こちらにつきましては特殊材として出すために若干高目の設定となっております。それから、合板材、4メートル物で石当たり2,700円ほど、アカマツ4メートル物で石当たりになりますと2,600円程度ということで売り上げのほうを見込んでいるところでございます。売り上げ金額につきましては、補助金約900万円ほどを含めまして約1,700万円ほど、事業費につきましては1,400万円ほど、生産額につきましては約300万円ほどを見込んでおるところでございます。

次に、27ページをごらんください。

こちらの議案につきましては、ただいまご説明させていただきました町有林樹木の売払いに係る樹木の生産事業及び販売を森林組合に代行委託するというものでございます。

以上、説明とさせていただきますので、よろしくお願いたします。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑は一括して行います。（「なし」の声あり）ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

初めに、議案第10号の討論に入ります。（「なし」の声あり）なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第10号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第11号の討論に入ります。（「なし」の声あり）なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第11号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第16 議案第12号 平成27年度南三陸町一般会計補正予算（第6号）

○議長（星 喜美男君） 日程第16、議案第12号平成27年度南三陸町一般会計補正予算（第6号）を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（星 喜美男君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第12号平成27年度南三陸町一般会計補正予算の概要についてご説明申し上げます。

今補正につきましては、第13回東日本大震災復興交付金事業に係る配分額について追加の措置を講じたほか、道路橋梁災害復旧費や人件費の調整に係る所要額を計上したものであります。

細部につきましては財政担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。総務課長。

○総務課長（三浦清隆君） では、議案第12号一般会計補正予算の細部説明をさせていただきます。

改めて2ページの議案書部分を一度ごらんいただきたいと思いますが、今回予算の総額に64億1,900万円ほど追加いたしまして、予算総額を642億3,500万円ほどとする内容でございます。前年同時期、1月の臨時議会で補正予算がございましたので、前年同時期と比較いたしますとプラスの6.3%、金額にして38億1,500万円ほど追加されている予算という内容でございます。

また、予算総額の642億円をいわゆる通常分と震災復興分に分類いたしますと、通常分が77億6,000万円、12.1%、震災復興分が564億7,000万円、87.9%の内容です。

同じく予算総額に占めるいわゆる投資的経費の割合、これが65.2%、418億9,000万円となります。実は、12月補正後は投資的経費の割合が72.3%ということで、今回ポイント的には7.1%減額されております。その大きな理由につきましては、これからご説明申し上げますけれども、今補正の64億1,900万円のうち、町長提案説明で申し上げましたとおり第13次の復興

交付金の基金への出し入れ、これが63億7,600万円ほどあるということで、補正予算に占める99.3%が基金への出し入れということもありまして、全体的に投資的経費の割合が減っているとといった内容でございます。

6ページをごらんいただきます。

議決予算の第2表債務負担行為補正になります。今回、追加といたしまして、GIS等導入業務、限度額2,200万円を本年度から28年度まで追加させていただきます。これはGISを活用したシステムを導入することに当たりまして、町域全体をいわゆる空撮する、写真を撮ってそれをデータ化するという作業がございます。この作業につきましては、いわゆる農繁忙期前、田んぼに水を張るまえに撮影しないと乱反射してきれいに撮れないということもありまして、今回債務負担行為として設定いたしまして、今年度は契約のみでございますが、次年度歳出予算化をして速やかに事業を実施したいということで追加補正をするものでございます。

では次に、次項別明細の説明に入ります。

まず、10ページ、歳入でございます。

今回、地方交付税のうち震災復興特別交付税を3,800万円追加いたします。いわゆる復興交付金事業の裏財源として震災復興特別交付税の計上をいたしてございます。

続いて、13款国庫支出金。まず、総務費国庫補助金につきましては、ただいま申し上げましたとおり東日本大震災の復興交付金第13次の決定額でございます。これは歳出で全額基金へ積み立てる内容となります。事業的には全部で7事業分の基金として頂戴いたしてございます。復興交付金については、これまでの累計額を申し上げますと917億7,000万円、既に決定をいただいている内容でございます。

次に、6目災害復旧費国庫補助金、民生費補助金に200万円。社会福祉施設等設備災害復旧費補助金であります。これは戸倉地区の子育て支援施設の調理器具、給食用の食器、ピアノ、AED等の購入に充てる財源でございます。補助率100%でございます。

次に、県支出金の県補助金の農林水産業費県補助金、水産業費補助金に650万円、水産基盤整備事業費補助金とあります。財源は卸売市場建設工事で機械設備や排水路工事に係る変更内容がございますので、それに対する財源でございます。事業費1,300万円の2分の1県補助でございます。

次に、教育費県補助金、社会教育費補助金の858万6,000円、被災博物館等再興事業費補助金。歌津魚竜化石の仮収蔵庫展示用棚、これの整備に係る財源でございます。補助率100%でござ

います。後ほど歳出で出てまいります。

繰入金につきましては、事業費精算に伴う復興交付金の基金へ1,250万円戻す内容でございます。

続いて、歳出に入りたいと思います。

共通事項といたしまして、1款から9款まで、今回給与改定を含む人件費の最終整理をしてございますので、これにつきましては説明は割愛させていただきます。

25ページをごらんいただきます。

10款災害復旧費の厚生労働施設災害復旧費、民生施設災害復旧費でございます。11節消耗品費70万円、備品購入費で130万円。歳入でご説明申し上げましたとおり、戸倉地区の拠点施設に関する備品購入費等の整備でございます。財源は100%特定財源でございます。

10款2項農林水産業施設災害復旧費の漁港施設災害復旧費13節委託料に2,900万円、工事監督支援業務委託料追加補正でございます。これは19漁港に係る内容でございますけれども、工法等の変更により工期が延長となることから、今回2,900万円を追加補正いたしてございます。

次、10款3項公共土木施設災害復旧費、道路橋梁災害復旧費でございます。13節委託料に3,700万円。これは5つの橋の橋梁設計、それと14路線の町道の災害復旧工事に係る測量設計業務、追加補正でございます。15節工事請負費1,300万円、東日本大震災道路災害復旧工事となります。これは寄木橋で国道接続部分の地盤改良工事を行うための追加補正でございます。

26ページをごらんください。

10款4項2目の社会教育施設、保健体育施設災害復旧費、備品購入で860万円。魚竜化石の仮収蔵庫等の備品購入に係る経費でございます。

12款1項復興管理費の25節積立金。歳入で申し上げました財源を100%基金として積み立てる内容でございます。

次、27ページの12款4項2目水産業共同利用施設復興整備事業費、工事請負費1,300万円。歳入でご説明申し上げましたとおり卸売市場の機械設備、排水路工事に係る変更分でございます。

12款5項につきましては、道路事業費と防災集団移転促進事業費、13節、15節1億500万円。高台接続道路の部分と防災集団移転事業の部分で財源組み替えを実施してございます。当該地区は柘沢、中学校上、清水、この3つの団地でございます。予備費につきましては、財源調整のために調整しております。

以上、細部説明でございます。よろしくお願いたします。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑は、歳入歳出一括で行います。なお、質疑に際してはページ数をお示しの上、簡潔に行ってください。6番今野雄紀君。

○6番（今野雄紀君） 25ページ、公共土木施設災害復旧費で、道路橋梁災害復旧費、5つの橋と町道ということですが、どこの部分なのかももう少し詳しく。

あと、この道路と橋梁の災害復旧ということで関連になるんですけれども、国道に関してもこの場で伺わせていただきたいと思います。実は、議会最初の行政報告でもあったんですけれども、低気圧の今回の災害で、いつものことなんですけれども、黒崎のあその道路が、警察が来るぐらい波が高潮というか上げて大変な状況だったということなんですけれども、再三聞いているんですが、今後整備される状況というか、今のところの動き等をあわせて伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 委託料の部分でございますけれども、橋については寄木橋、竹川原橋、保呂毛橋、竹下橋、西戸橋ということで、5つの橋梁の部分でございます。

それから、道路の部分については、長清水線とか、また町道の寄木線が出てまいります。それら等の追加の部分の委託料ということでご理解いただければと思います。

それと、黒崎海岸でございますけれども、12月7日、定例会前でございますけれども、町長と議長さんにそれぞれ越波対策ということで国土交通省のほうに要望活動に行っていたでございます。当日は事務次官、それから道路局長、それから関係する課長さん方に直接要望書を手渡したと。それから、12月25日、ちょうどJRの関係で町長、本庁にまいりましたので、副大臣の日程がとれたものですから、夕方また直接ご要望させていただきました。

それで、その結果と言ったらなんですけれども、1月の補正予算がございまして、その中で2億4,000万円ほどの関係予算がついたということでございます。工事内容につきましては、消波ブロックを投入するという内容でございまして、測量設計は既に終了しているということで、現在入札の公告がなされておると。それで、27年度予算でございますので、国といたしましては、28年度中に全てを完了させたいということで工事を進めるというふうに聞いているところでございます。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○6番（今野雄紀君） 町の橋及び町道に関しては、説明でわかりました。

そこで、関連で伺った黒崎の国道の件ですけれども、当面補正2億4,000万円がついたということで、ブロックを入れる形での対応ということになるわけですが、それがいつの日かと申しますか、道路が高くなるとか、折立からの国道の状況にもよるんでしょうけれども、そのところがどういう流れになるのか。

あと、課長から今答弁があったように、町長、議長が要望書を提出、あと副大臣にということだったんですけれども、縦割りのあれでやっていてなかなか今まで進まなかったということなんですけれども、その提出先というのは何カ所だったのか伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 多分、十数カ所に及んでいると思います。済みません。

それと、縦割りといいますか、基本的にはあの部分について、ちょうど観洋側が建設海岸ということで国土交通省の管轄でございまして、そのぎりぎりまで今回施工しております。

それで、残っている分が実は私もよくわからなかったのですが、実は漁港区域ということで、実は町が施工しなければならない部分でございまして。ただ、本来は町で消波ブロックを入れて波を防がなければならないんですけれども、なかなか単独費で2億4,000万円も出せる状況もないので、そこはいろんなことを言いながら、実は国道のほうに設置していただくことになりました。国道も本来、海に手を出すといいますか設置をするというのは、本来余り例がないということですので、今回についてはある意味特別の措置かなというふうに考えてございます。

ただ、今回の措置につきましては、あくまでも短期的な措置だと思っていまして、最終的にはそういうのをしっかり防御せざるを得ないだろうというふうに考えております。国道を上げるというのは、これからの水道管の設置とかそういうことを控えていますので、それは余り現実的ではないだろうということですので、できれば防潮堤を同じように接続していきたいなど。これは長期的に見た場合ですけれども、そういうふうに考えているところでございます。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○6番（今野雄紀君） 当面はブロックを入れるということでわかりましたけれども、実はこの災害復旧で、私は以前にも言ったんですけれども、あの部分が震災前と比べてどれぐらい落ちているのかと。その落ち幅によって災害復旧の対象にならないのかどうかという、そういう私の思いがあったんですけれども。その部分に関しては、例えば1メートル落ちたとか。ただ、最近では逆に隆起しているという例も見られるみたいなので、そのところは難しい

と思うんですけども、そういった観点からの復旧というのは難しいのかどうか、最後に伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 単純に沈下しただけでは災害復旧には多分なっていないくて、著しく日常的に波が上って通行が不能だということであれば、震災前の効用の回復ということで可能かもしれませんが、現場はそうはなっていないということなので、基本的には災害復旧では国道の復旧は無理だというふうに考えています。

○議長（星 喜美男君） ほかにございますか。（「なし」の声あり） ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第12号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第17 議案第13号 平成27年度南三陸町介護保険特別会計補正予算（第2号）

○議長（星 喜美男君） 日程第17、議案第13号平成27年度南三陸町介護保険特別会計補正予算を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（星 喜美男君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第13号平成27年度南三陸町介護保険特別会計補正予算についてご説明申し上げます。

本案は、歳入においては一般会計繰入金を、歳出においては職員人件費を、それぞれ補正するものであります。

細部につきましては担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。保健福祉課長。

○保健福祉課長（三浦 浩君） それでは、議案第13号平成27年度南三陸町介護保険特別会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

初めに、補正予算書の31ページをごらん願います。

本補正予算は、予算総額から852万5,000円を減額いたし、歳入歳出それぞれ16億4,471万8,000円とするものであります。予算総額を前年度の同時期と比較いたしますと、額にして2,670万7,000円、率にして1.65%の増となっております。

次に、歳入歳出事項別明細書を用いて補正内容をご説明いたします。

まず、38ページ、39ページの歳出について申し上げます。

歳出につきましては、給料、職員手当等共済費ということで、いずれも人事院勧告に基づく給与改定及び人事異動に伴う職員人件費について計上したものであります。

次に、37ページの歳入につきましては、ただいま申し上げました歳出補正額の財源として、一般会計繰入金と同額減額するものであります。

以上、議案第13号平成27年度南三陸町介護保険特別会計補正予算（第2号）の細部説明とさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑は、歳入歳出一括で行います。なお、質疑に際してはページ数をお示しの上、簡潔に行ってください。3番及川幸子君。

○3番（及川幸子君） 38ページの介護予防事業費の中の2項の包括的支援事業等、ケアマネジメント事業費で870万円の減額。歳出についてはほとんどこの部分が大きいのかなと思いで、1人の職員の減額分だと思われまじけれども、これから大事なケアマネジメントをしていく上でこの減額、お1人の職員の減額が、4月からもまたこの体制でいくのか。大事な事業だと思われまじけれども、その辺どのようにお考えでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（三浦 浩君） 人件費1名減につきましては、介護保険事業会計で支弁する職員が1名減という形になりましたが、その分を一般会計で支弁しておりますので、業務に当たる人数には変更はございません。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○3番（及川幸子君） 今の説明ですと、これは介護保険事業からではなく、1名の職員の分は一般会計から出しているという解釈でよろしいんですね。中の職員のこの事業に携わる人数

が減ったということではない解釈でよろしいのでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（三浦 浩君） お見込みのとおりでございます。

○議長（星 喜美男君） ほかにございますか。（「なし」の声あり） ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第13号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第18 議案第14号 平成27年度南三陸町公共下水道事業特別会計補正予算
(第3号)

○議長（星 喜美男君） 日程第18、議案第14号平成27年度南三陸町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（星 喜美男君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第14号平成27年度南三陸町公共下水道事業特別会計補正予算をご説明申し上げます。

本案は、歳入においては一般会計繰入金を、歳出においては職員人件費をそれぞれ補正するものであります。

細部につきましては上下水道事業所長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。上下水道事業所長。

○上下水道事業所長（及川 明君） それでは、議案第14号公共下水道会計補正予算の細部説明をさせていただきます。

48ページ並びに49ページをお開き願います。

今回の補正予算につきましては、職員給与費の増額分130万円を歳入歳出それぞれ追加するものでございます。

増額の内訳につきましては、49ページの歳出に記載のとおりでございますが、給与改定による増額分が10万円、1月から職員が1名増員となったことにより120万円を追加するものでございます。

なお、職員給与費の詳細につきましては、50ページに記載しておりますのでお目通しいただければと思います。

以上、細部説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑は、歳入歳出一括で行います。なお、質疑に際してはページ数をお示しの上、簡潔に行ってください。3番及川幸子君。

○3番（及川幸子君） 3番及川です。ただいまの説明で、1月からの職員1名分の増ということなんですけれども、今この時点で増員ということは、どういう理由でそういうふうになっているんでしょうか。お伺いたします。

○議長（星 喜美男君） 上下水道事業所長。

○上下水道事業所長（及川 明君） 体調不良の職員がおりましたことから、事業が今まさにピークを迎えようとしている中で、1名増員とさせていただいたというものでございます。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○3番（及川幸子君） 体調不良ということは、1週間、10日でない見込みだから1名の増という考えでよろしいんでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 上下水道事業所長。

○上下水道事業所長（及川 明君） はい、そのとおりでございます。12月に体調をその前にも一旦体調を崩した職員がおりまして、12月に1カ月ほど体調を崩して、一旦は復帰したんですが、さらに現在も治療加療中ということでございまして、1週間、2週間というレベルの問題ではないことから1名追加させていただいたというものでございます。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○3番（及川幸子君） これから水道、下水道が多忙になってくる時期なんですけれども、ほかのほうは、仕事が過重でなった病気なのか。その辺は、下水道ならず職員が、プロパーが随分いるんですけれども、支援の人たち、プロパー、いるんですけれども、その辺は職員体制として総務課長にお伺いしますけれども、病気なので要因といってもさまざまあるでしょう

けれども、健康を害してまで仕事を続けているのかどうなのか。仕事が過重なのか。わかっている範囲で、無理でなくていいんですけれども、そのほかにも職員がそういう課を越えているのかどうか。職員管理の体制からお伺いいたします。

○議長（星 喜美男君） 総務課長。

○総務課長（三浦清隆君） 病気の発症については原因がいろいろ考えられますけれども、身体的というよりも、どうしても最近はやっぱり精神的な形で体調を崩す職員が結構見られます。現在、2名一般職の職員が体調不良で長期病休をとっている状況下でございます。あとは身体のほうでも2名ほどおりますけれども、いずれそれは病気が治れば復帰する見込みでございますけれども、総数とすれば4名ほど現在不調の状況下にあると。

仕事の的には、各課長のマネジメントのもとに偏重することのないように、これは毎月申し入れをしてございますので、余り時間外勤務が続くようであれば周りのスタッフでそれをカバーするとかして、余り大きく仕事に影響を及ぼさないような形ではしてございます。また、必ず年一、二回メンタルヘルスの講習会もしてございますので、そういった面では体制的には整っているのかなと思っております。

○議長（星 喜美男君） ほかに質疑はございませんか。（「なし」の声あり）ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第14号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第19 議案第15号 平成27年度南三陸町水道事業会計補正予算（第4号）

○議長（星 喜美男君） 日程第19、議案第15号平成27年度南三陸町水道事業会計補正予算（第4号）を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（星 喜美男君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第15号平成27年度南三陸町水道事業会計補正予算をご説明申し上げます。

本案は、収益的支出において、営業費用のうち総係費を減額補正するものであります。

細部につきましては上下水道事業所長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。上下水道事業所長。

○上下水道事業所長（及川 明君） それでは、議案第15号水道事業会計補正予算の細部説明をさせていただきます。

55ページをお開き願いたいと思います。

今回の補正予算につきましては、収益的支出におきまして、職員給与費等について828万6,000円を減額するものでございます。

内訳は55ページに記載のとおりではございますが、総体的には給与改定による増額分が70万5,000円、人事異動分等にかかわる調整分として899万1,000円。差し引きしまして、トータルで828万6,000円を減額するものでございます。

減額の理由につきましては、災害長期派遣職員として見込んでおりました給与費相当額の負担金につきまして、復興庁から給与が支弁される職員、復興支援専門員が配置されたということで、給与費相当額が減額となったのが主な要因でございます。

なお、職員給与費の詳細につきましては56ページに記載しておりますので、ご確認いただければと思います。

以上、細部説明とさせていただきますので、よろしく願いいたします。

○議長（星 喜美男君） 上下水道事業所長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑は、収入支出一括で行います。なお、質疑に際してはページ数をお示しの上、簡潔に行ってください。

それでは質疑に入ります。（「なし」の声あり） ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第15号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

以上で、本臨時会の日程は全て終了いたしました。

会議を閉じます。

これをもちまして、平成28年第1回南三陸町議会臨時会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでございました。

午後3時32分 閉会